

**長浜市・米原市地域  
循環型社会形成推進地域計画  
【第2期】**

令和3年	12月	作成
令和4年	12月	変更
令和5年	8月	変更

**長 浜 市 ・ 米 原 市  
湖北広域行政事務センター**

# 目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	3
3	施策の内容	6
4	計画のフォローアップと事後評価	15
	添付資料-1 対象地域図	16
	添付資料-2 ごみ総排出量等のトレンドグラフ	17
	添付資料-3 地域内の施設の現況と予定	20
	添付資料-4 ハザードマップ	22
	添付資料-5 国土強靱化地域計画（事業が記載されている部分の抜粋）	28
様式 1	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1	35
様式 2	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2	38
参考資料様式 1	施設概要（マテリアルリサイクル施設系）	39
参考資料様式 2	施設概要（エネルギー回収施設系）	40
参考資料様式 6	施設概要（し尿処理施設系）	41
参考資料様式 7	施設概要（浄化槽系）	42
参考資料様式 8	計画支援概要	44

# 長浜市・米原市地域 循環型社会形成推進地域計画

長 浜 市 ・ 米 原 市  
湖北広域行政事務センター  
令和 3 年 12 月 1 日 作成  
令和 4 年 12 月 1 日 変更  
令和 5 年 8 月 1 日 変更

## 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

### (1) 対象地域

構成市名 長浜市、米原市  
面積 931.41 km<sup>2</sup> (令和 3 年 3 月 31 日)  
人口 154,899 人 (令和 3 年 3 月 31 日)

市 名	長浜市	米原市	合計
面積 (km <sup>2</sup> )	681.02	250.39	931.41
人口 (人)	116,444	38,455	154,899

### (2) 計画期間

本計画は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 7 年間を計画期間とする。  
なお、計画期間内でも、社会経済情勢や廃棄物・リサイクルに関する法律・諸制度が大きく変化した場合などにおいては、必要に応じて計画を見直すものとする。

### (3) 基本的な方向

長浜市及び米原市の 2 市（以下「本地域」という。）は、滋賀県の北東部に位置し、西には琵琶湖が広がり東には伊吹山がそびえ、京阪神・中京・北陸の接点にあることから、古くから交通の要衝として栄え、現在も鉄道や高速道路などの交通網が充実している。

本地域は、湖北広域行政事務センター（以下「センター」という。）において、ごみ及びし尿の広域処理を行っている。

生活系ごみについては、可燃ごみと不燃ごみの収集をごみ指定袋制度（単純従量制）による有料化とした。資源ごみとして容器包装リサイクル法の対象品目をはじめ、古紙類・古布・使用済み乾電池類・使用済み蛍光管・使用済みライターの分別収集を行っており、今後も更なるごみの排出抑制及び資源ごみの分別の徹底を図っていく。粗大ごみについては、現在、年 2 回の集積所回収を実施しており、住民ニーズや高齢化社会を背景とした粗大ごみ戸別収集もあわせて実施している。また、不燃ごみ・粗大ごみの中に小型家電リサイクル法の対象品や資源対象物も含まれていることがあり、可能な範囲でこれらを選別し、回収していく。事業系ごみについても、その排出抑制と再資源化の徹底を指導していく。

処分面では、直接埋立ごみ、不燃残渣及びし尿処理汚泥残渣を、余呉一般廃棄物最終

処分場及び最終処分場（ウイングプラザ）において処分している。焼却灰の埋立については、大阪湾臨海環境整備センターに委託している。

今後ごみの適正処理、資源化及びエネルギー回収を図ることが必要なことから、ごみ焼却施設（熱回収施設）及びリサイクル施設の整備を行うものとする。

生活排水処理については、琵琶湖をはじめとする公共用水域の水質汚濁を防止するため、公共下水道の整備を進めるとともに、公共下水道の整備計画区域外の地域を中心に合併処理浄化槽の普及を図っていく。また、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理及び、汚泥の資源化を図るために汚泥再生処理センターの整備を行うものとする。

センターでは、令和2年3月に「湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備基本計画」を策定し、熱回収施設、リサイクル施設、汚泥再生処理センター等を同一敷地に一括事業として整備を行うものとした。特に、熱回収施設については、処理方式の比較評価の結果を踏まえごみ種類組成に応じたエネルギー回収ができるバイオガス化施設（メタンガス化施設）を併設することとし、CO<sub>2</sub>大幅削減の実現を目指す。

#### （４）ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

現在、可燃ごみ処理施設については、平成11年4月使用開始のクリスタルプラザ可燃ごみ焼却施設（168t/日 全連続炉）が稼働しており、長浜市と米原市の広域処理を行っている。不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみについては、平成2年4月使用開始のクリーンプラント粗大ごみ処理施設、平成11年4月使用開始のクリスタルプラザリサイクル施設が稼働している。

なお、伊香クリーンプラザでの破砕選別等については、平成28年4月から稼働を停止し現在クリーンプラントへ統合している。

本地域は、平成11年3月に策定された滋賀県一般廃棄物処理広域化計画において、「湖北ブロック」に位置づけられており、粗大・不燃ごみ処理施設については「可燃ごみ処理施設の整備に併せて広域化を検討」と明記されている。

#### （５）プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

住民がプラスチック使用製品の使用を合理化し、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するよう、また認定プラスチック使用製品を使用するよう当センター広報やごみ分別アプリ、ホームページ等で啓発・情報提供を行うとともに、小学校と連携し環境学習を行う。

プラスチック資源は当面の間、可燃ごみとして焼却処理し新施設にて熱回収を行うが、今後コストや環境影響等の情報収集を行い、財政状況等を踏まえながら分別収集・再商品化の実施方法や実施時期について検討を行う。

## 2 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和2年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図1のとおりである。

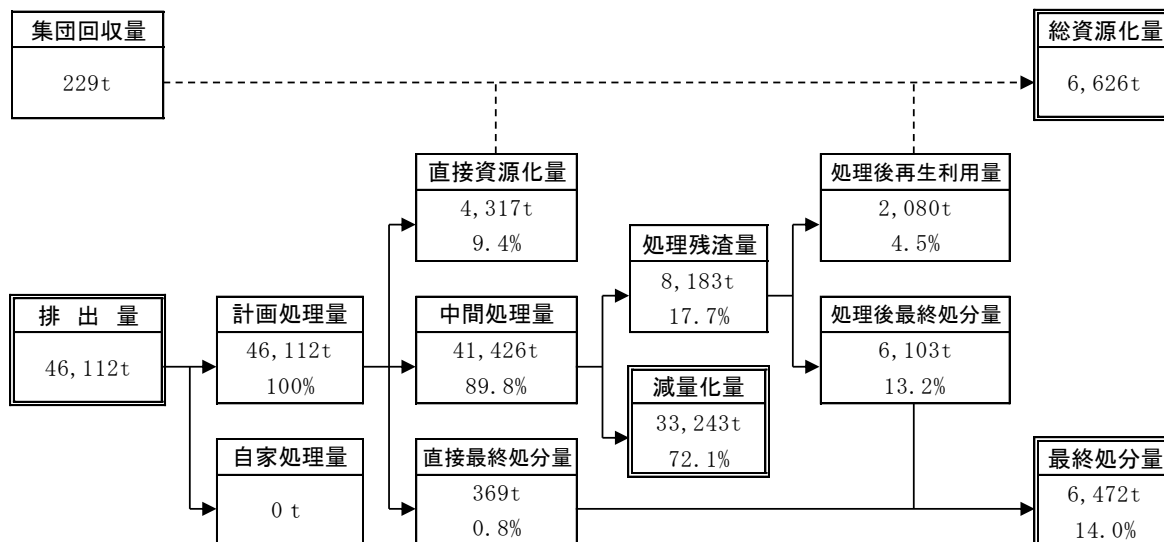
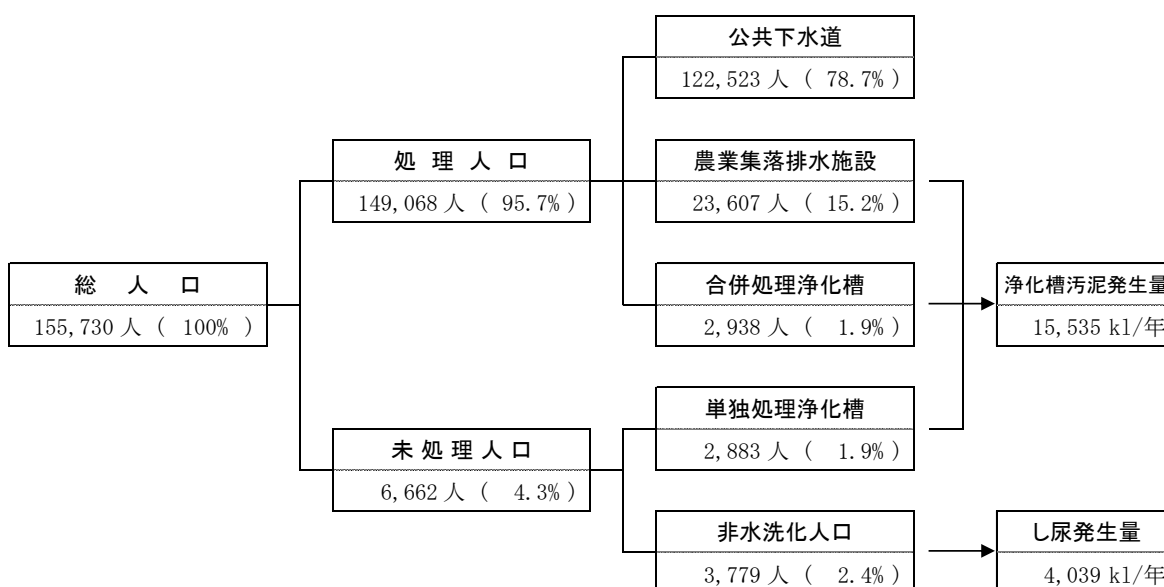


図1 一般廃棄物の処理状況フロー

### (2) 生活排水の処理の現状

令和2年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は、図2のとおりである。



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図2 生活排水の処理状況フロー

### (3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

令和2年度は、コロナウィルス感染症拡大の影響で事業系ごみの総排出量が例年と比べ減少しており、令和11年度の目標値をすでに下回っている。また、本地域の事業系ごみには河川清掃ごみや火災ごみ等の公用ごみが約6%含まれており、その性質上、安易に削減目標を設定できないが、事業所等から排出される可燃ごみについては今後も削減に尽力する。

表1 減量化量、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状(割合 <sup>※1</sup> ) (令和2年度)	目標(割合 <sup>※1</sup> ) (令和11年度)
排出量	事業系 総排出量	11,917 トン	12,399 トン ( 4.0%)
	1事業所当たりの排出量 <sup>※2</sup>	1.72 トン/事業所	1.79 トン/事業所 ( 4.1%)
	生活系 総排出量	34,195 トン	27,491 トン (-19.6%)
	1人当たりの排出量 <sup>※3</sup>	184 kg/人	161 kg/人 (-12.5%)
合 計	事業系生活系排出量合計	46,112 トン	39,890 トン (-13.5%)
再生利用量	直接資源化量	4,317 トン ( 9.4%)	4,246 トン ( 10.6%)
	総資源化量	6,626 トン ( 14.3%)	5,064 トン ( 12.7%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量及び熱利用量)	— MWh	22,331 MWh
最終処分量	埋立最終処分量 <sup>注)</sup>	6,472 トン <sup>注)</sup> ( 14.0%)	4,560 トン <sup>注)</sup> ( 11.4%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《指標の定義》

排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。) [単位：トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

エネルギー回収量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]

注) フェニックス処分場搬入量も含む。

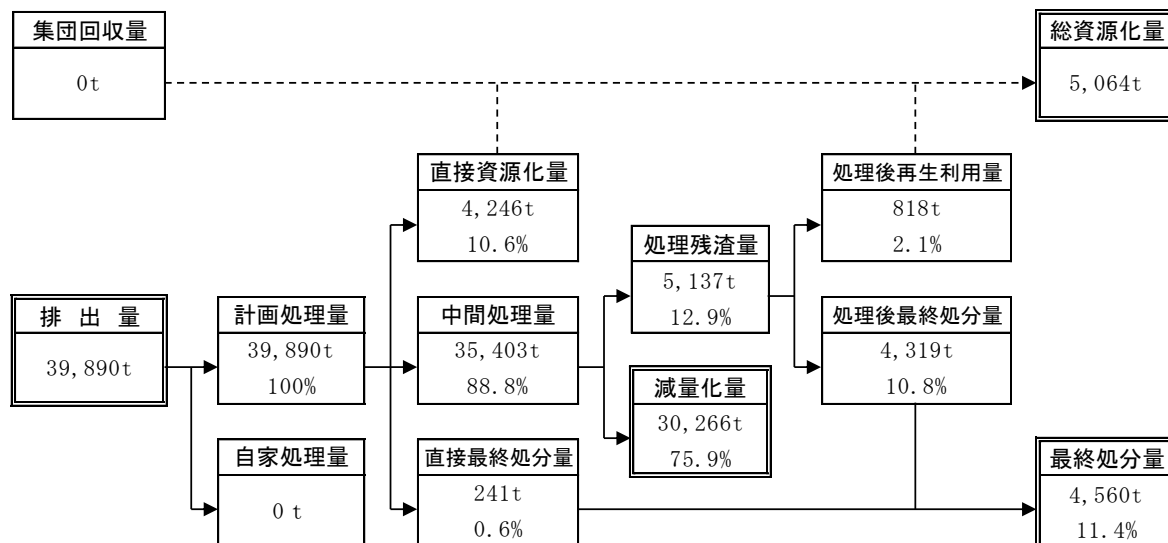


図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー

(4) 生活排水の処理の目標

生活排水処理については、次に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備推進等を進めていくものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

		令和2年度実績	令和11年度目標
処理形態別人口	公共下水道	122,523 人 ( 78.7% )	125,655 人 ( 86.7% )
	農業集落排水施設	23,607 人 ( 15.2% )	11,851 人 ( 8.2% )
	合併処理浄化槽	2,938 人 ( 1.9% )	2,536 人 ( 1.8% )
	未処理人口	6,662 人 ( 4.3% )	4,872 人 ( 3.3% )
合計		155,730 人	144,914 人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	4,039 キロリットル	2,760 キロリットル
	浄化槽汚泥量	15,535 キロリットル	9,797 キロリットル
	合計	19,574 キロリットル	12,557 キロリットル

※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

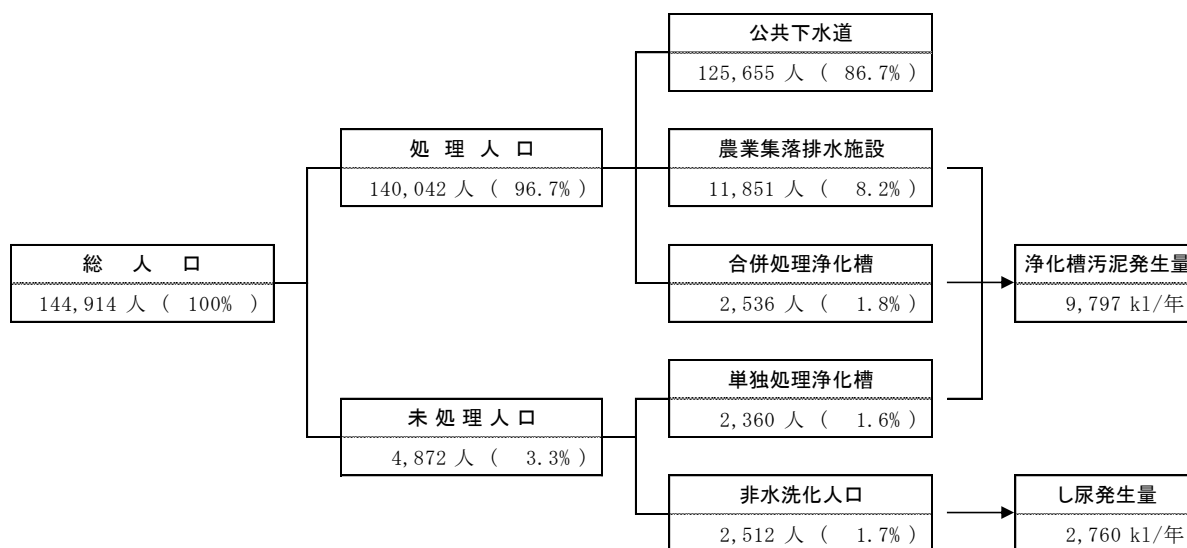


図4 目標達成時の生活排水の処理状況フロー

### 3 施策の内容

#### (1) 発生抑制、再使用の推進

##### ア 生活系ごみの排出抑制・再資源化の促進

###### a. 環境教育、普及啓発の充実

- ・「こほくる〜」を適時改訂し正確な分別方法の周知を図る。
- ・当センター広報やごみ分別アプリ、ホームページを通じて、市民に広く情報を発信する。
- ・ごみ処理の現状や処理方法に関する出前講座を実施し、また、積極的に施設見学を受け入れ、環境学習の拠点としてごみ処理に対する理解を促進する。
- ・広報紙・CATV・有線・インターネット等を活用した啓発を実施する。(長浜市、米原市)
- ・ごみの分別等についての出前講座を実施する。(長浜市、米原市)
- ・住民相互が不用品の交換を行えるよう、不用品交換情報を提供し、リユースを促進する。(長浜市)

###### b. 資源物の抜き取り防止対策

- ・平成 27 年度に「湖北広域行政事務センター廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を一部改正し、集積所に出された再生資源と認められるものの所有権を明記したが、今後も継続して、集積所における粗大ごみや資源ごみからの抜き取り防止対策を検討する。

###### c. 住民ニーズや高齢化社会に対応した収集サービスの提供

- ・住民ニーズや高齢化社会を背景とした粗大ごみ戸別収集を継続する。

###### d. 小型家電等の資源物の回収

- ・現在の不燃ごみ・粗大ごみの中には小型家電リサイクル法(平成 25 年度施行)の対象品や資源対象物も含まれている。可能な範囲でこれらを選別し、回収する。

###### e. 容器包装廃棄物の排出抑制

- ・マイバッグ持参運動を強化するとともに、小売店等に対して過剰包装の自粛を働きかけ、レジ袋等の削減に努める。(長浜市、米原市)
- ・リターナブルびんや詰め替え用容器式商品の利用(購入)の促進と、使い捨て商品の使用を抑制するなど、市民・事業者への環境に優しい購買行動などの啓発を実施する。(長浜市、米原市)
- ・事業者の過剰包装の自粛や詰め替え用容器式商品の販売の促進と、使い捨て商品の販売を抑制するなど、環境配慮型商品の提供などの取組を促す。(長浜市、米原市)

###### f. 排出抑制のための支援

- ・環境推進員等による地域での取組を支援する。(長浜市、米原市)
- ・ごみ減量化に向けた市民活動を支援する。(長浜市、米原市)

###### g. 生ごみ(食品廃棄物)の排出抑制

- ・「食べ残しをしない」「料理をつくりすぎない」などを住民への啓発により食品ロス削減対策を拡充する。(長浜市、米原市)
- ・除去した野菜や果物の皮を水に濡らさないようにしたり、茶がらをしっかり水切りす



るなど、生ごみの水切りの徹底を強化する。(長浜市、米原市)

- ・飲食店等を対象に「食べ残しをしない」取組(小盛りメニューの提供など)を実施する店舗の拡大を図る。(長浜市、米原市)
- ・「宴会の開始から30分と、閉宴10分前には席に座って食事を楽しみましょう」という「3010運動」を推進する店舗の拡充を図る。(長浜市、米原市)

#### h. 生活系ごみ処理手数料の改定検討

- ・令和3年7月に生活系可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみを当センターに持ち込む場合10kgまでごとの処理手数料(ごみ指定袋で持ち込む場合を除く)を40円から80円に改定した。今後も排出状況や近隣市町の動向も踏まえて、適正な処理手数料の改定について検討する。
- ・現在、家庭用可燃ごみ指定袋は20リットル、30リットル、45リットルの3種類、不燃ごみ指定袋は30リットル、45リットルの2種類となっている。今後、核家族化の進行やごみ減量化の推進に向け、指定袋のサイズの見直しを検討する。

## イ 事業系ごみの排出抑制・再資源化の促進

### a. 減量やリサイクルに関する積極的な情報提供

- ・事業系ごみの処理方法等を具体的にまとめた分別・減量マニュアル「事業所用こぼくする〜る」を定期的に更新し、内容の充実を図り、事業者にわかりやすいものとする。
- ・ホームページや「湖北広域だより」により、リサイクルの方法等の情報提供を随時行う。

### b. ごみ搬入時のチェック強化

- ・許可収集業者等により搬入される可燃ごみについては、搬入時のチェックを強化し、不適物や古紙等資源物の搬入を規制する。

### c. 事業系ごみ処理手数料の改定検討

- ・令和3年7月に、事業系ごみの処理手数料を130円/10kgから190円/10kgに改定したが、今後も排出状況や近隣市町の動向も踏まえて、適正な処理手数料の改定について検討する。
- ・事業系可燃ごみの減量に向け、事業所用可燃ごみ指定袋のサイズの変更を検討する。

### d. 事業系ごみの排出抑制

- ・事業者の廃棄物発生量の抑制に向けた自主的な取組を促す。(長浜市、米原市)
- ・事業所へのごみ減量・リサイクル情報の提供を行う。(長浜市、米原市)
- ・公用ごみの減量の取組をさらに推進する。(長浜市、米原市)

### e. 積極的な再使用、再生品使用の実施

- ・構成市の公共施設において事務用品や日用品等の庁用品に再生品を使用するとともに、公共事業等において廃材や廃材の再生品等の使用に努める。(長浜市、米原市)

## ウ 生活排水対策

家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のため、次の啓発活動の強化を図る。

- ・広報活動の実施
- ・水切りネット、洗剤の使用を少なくするためのアクリルタワシの普及など発生源対策の普及促進
- ・公共下水道の整備及び水洗化の促進
- ・下水道及び農業集落排水整備計画外地域に係る合併処理浄化槽の整備推進
- ・単独処理浄化槽（みなし浄化槽）の合併処理浄化槽への転換指導

## (2) 処理体制

### ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表3のとおりである。

ごみ焼却施設（熱回収施設）の整備に伴い、令和10年度より分別区分を変更する。今後はサーマルリサイクルを推進するために、プラスチック製容器包装・発泡スチロールの分別区分を可燃ごみに含める。ただし、当面はクリスタルプラザでプラスチック製容器包装等の現行の適正処理を継続する。

不燃ごみ及び粗大ごみは破碎・選別処理を行い、金属類等の回収を行う。現在の不燃ごみ・粗大ごみの中には小型家電リサイクル法（平成25年度施行）の対象品や資源対象物も含まれており、可能な範囲でこれらを選別し、回収している。

資源ごみの分別収集については今後も促進する。ペットボトル・空き缶・古紙・ガラスびん・紙パック・古布・使用済み乾電池類・使用済み蛍光灯は不適物を選別・除去した後、それぞれストックヤードで保管のうえ、資源回収業者へ搬出しリサイクルする。さらに、収集車両の火災防止を目的に、スプレー缶類の専用容器を設置し、スプレー缶類は空き缶と同様のリサイクルを行い、ライターはガス抜き後に破碎処理（金属回収）する。

埋立ごみ及び破碎・選別後の不燃物等については、最終処分場（ウイングプラザ）で埋立処分を行い、焼却残渣についてはフェニックス処分場で埋立処分するが、本地域においては今後も可燃ごみの排出量を抑制し、少しでも焼却残渣の処分量を削減するため、既に実施している有料化を含め、一般廃棄物処理の減量化に関する普及啓発に努めていく。

米原市では廃食用油の回収（市内全域）・資源化を実施しており、長浜市においても一部地域において廃食用油を回収している。

今後ごみを適正に処理し、資源化及びエネルギー回収を図るため、ごみ焼却施設（熱回収施設）及びリサイクル施設の整備を行うものとする。また、分別区分変更に関する市民への普及・啓発を今後も実施していく。

### イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系ごみについては、生活系ごみの分別区分に準じ搬入し、処理・処分を行っていく。

また、事業系ごみの資源化・減量化を促進するため、事業系ごみの排出状況を把握するとともに、多量排出業者に対しては各市において一般廃棄物減量計画等の作成・提出を求め、計画的な排出抑制対策を図るよう指導していく。さらに、センターでは搬入時のチェックを強化し、可燃ごみ中の不適物や古紙類等の搬入を規制する。なお、今後の排出状況や近隣市町の動向も踏まえて、処理手数料の改定について検討する。

### ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現状では一般廃棄物処理施設において一般廃棄物と併せて産業廃棄物の処理は原則行っていないが、公共施設・小規模事業所から排出される限定品目については受入を行っており、今後もこの方針を継続する。

### エ 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、引き続き、公共下水道や農業集落排水処理施設が整備され

ていない人口散在地域等で合併処理浄化槽の整備推進を進めていく。

また、し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理し、汚泥の資源化を図るために汚泥再生処理センターの整備を行うものとする。

表3 家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状（令和2年度）		目標（令和11年度）	
分別区分	処理方法	処理方法	処理施設等
可燃ごみ	焼却	焼却	焼却施設（新施設整備予定）
埋立ごみ	埋立	埋立	ウイングプラザ（最終処分場） 奈良一般廃棄物最終処分場
破碎ごみ	破碎・選別	破碎・選別	可憐残渣；焼却施設（新施設整備予定） 不燃物等；リサイクルプラザ*（埋立） 鉄、アルミ；（資源回収業者） 小型家電；（認定事業者）
自転車	直接再生業者 引取り	一時保管	リサイクル施設（新施設整備予定）
ガラスびん	一時保管 不適物除去	リサイクル	リサイクル施設（新施設整備予定）
紙パック	リサイクル	リサイクル	リサイクル施設（新施設整備予定）
古布（古着）	リサイクル	リサイクル	リサイクル施設（新施設整備予定）
プラスチック/製 容器包装	リサイクル	リサイクル	リサイクル施設（新施設整備予定）
発泡スチロール	リサイクル	リサイクル	リサイクル施設（新施設整備予定）
ペットボトル	リサイクル	リサイクル	リサイクル施設（新施設整備予定）
空き缶	リサイクル	リサイクル	リサイクル施設（新施設整備予定）
古紙	リサイクル	リサイクル	リサイクル施設（新施設整備予定）
使用済み乾電池類	リサイクル	リサイクル	リサイクル施設（新施設整備予定）
使用済み蛍光管	リサイクル	リサイクル	リサイクル施設（新施設整備予定）
使用済みライター	リサイクル	リサイクル	リサイクル施設（新施設整備予定）
古紙・古布等（集団回収）	リサイクル	リサイクル	リサイクル施設（新施設整備予定）

### (3) 処理施設等の整備

#### ア 廃棄物処理施設

上記(2)の統一化後の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表4のとおり必要な施設整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間 (全体事業 期間)	国土強靱 化
1	リサイクルセンター 未定	マテリアルリサイクル推進施設整備事業 (注2)	21 t/日 (注1)	長浜市木尾町	R5～R9	長浜市国土強靱化地域計画、米原市国土強靱化地域計画
2	ごみ焼却施設 バイオガス化施設 未定	エネルギー回収型廃棄物処理施設(焼却施設)整備事業 (注2) エネルギー回収型廃棄物処理施設(バイオガス化施設)整備事業 (注2)	124 t/日 (注1) 25 t/日 (注1)	長浜市木尾町	R5～R9	長浜市国土強靱化地域計画、米原市国土強靱化地域計画
2	現有施設の解体撤去 クリスタルプラザ	現有施設解体撤去事業	—	長浜市八幡 中山町	R10 (R10～R11)	—
3	汚泥再生処理センター 未定	有機性廃棄物リサイクル推進施設整備事業 (注2)	83kL/日 (注1)	長浜市木尾町	R5～R7	長浜市国土強靱化地域計画、米原市国土強靱化地域計画

(整備理由)

事業番号1 現有粗大ごみ処理施設の老朽化に伴う新設

事業番号2 現有ごみ焼却施設の老朽化に伴う新設及び現有施設の解体撤去

事業番号3 現有し尿処理施設の老朽化に伴う新設

(注1) 施設規模は、一極集中による整備において施設間で連携した総合的な処理システム構築を図ることにより、各施設規模の縮減を目指すため、今後変更となる可能性がある。

(注2) 敷地造成工事、外構工事を含む。

## イ 合併浄化槽の整備

合併浄化槽の整備については、表5のとおり行う。

表5 合併浄化槽への移行計画

事業	実施主体	直近の整備済基数(基) (令和2年度)	整備計画基数(基)	整備計画人口(人)	事業期間	国土強靱化
浄化槽設置整備事業	長浜市	4	35	175	R4～R10	—
	米原市	1	8	54		米原市国土強靱化地域計画
合計		5	43	229		

### (4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表6のとおり計画支援事業を行う。

表6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
1～3	マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収型廃棄物処理施設、有機性廃棄物リサイクル推進施設整備事業に係る事業者選定アドバイザー	PFI事業者選定アドバイザー	R4

### (5) その他の施策

その他、本地域で循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

#### ア 廃棄物減量等推進審議会

センターでは、一般廃棄物の発生の抑制、再利用及び再生の促進による廃棄物の減量化ならびに適正な処理に関する基本的な事項について調査・審議を行う機関として、廃棄物減量等推進審議会（以下、「審議会」という。）を設置している。審議会については、引き続き設置し、「湖北広域行政事務センター廃棄物減量等推進審議会設置条例」に掲げる次の事項についての調査・審議を行うものとする。

- ① 一般廃棄物の減量化及び再生利用に関すること。
- ② 分別収集等に関すること。
- ③ 一般廃棄物の適正な処理に関すること。
- ④ 市民及び事業所啓発に関すること。
- ⑤ その他一般廃棄物の処理計画に関すること。

また、各構成市とも連携し、施策の内容や実効性について審議していくものとする。

## イ 災害廃棄物対策

平成 26 年 3 月に策定された国の「災害廃棄物対策指針」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）（平成 30 年 3 月改定）に従い、災害廃棄物対策を推進する。

なお、今後、国及び県の動向を注視して対策の強化を図っていくとともに、各構成市が策定した災害廃棄物処理計画との整合を図る。

災害時に発生する廃棄物の広域的処理体制の確保を図るため、地域内及び周辺自治体との連携体制を構築する。また、日頃から災害時における被害状況の情報収集とその連絡体制及び責任分担等について、構成市と十分な協議を進めていく。

廃棄物処理施設を整備する場合には、立地場所に配慮するとともに、災害に対する構造的な強度や、断水や停電時に対する備えについて確保された施設とする。

なお、災害時における廃棄物処理に関しては、主に廃棄物処理に係る企画を各構成市が担当し、廃棄物処理の業務を湖北広域行政事務センターが担当することを基本とする。

## ウ 適正処理困難物対策の推進

廃棄物処理法、家電リサイクル法、資源有効利用促進法による適正処理困難物については、それぞれのルートで処理すべく構成市を通じ今後とも啓発に努めるとともに、それぞれの引取り・処理・処分事業者についても一層の協力を求める。

バッテリー、オートバイ、ピアノ、LP ガスボンベ、FRP 製品、消火器等にそれぞれの購入時の店舗へ持ち込むことで処理ルートが敷かれているが、不完全な部分もあり、さらに調査のうえ処理ルートを明確にする。

廃スプリングマットレス、耐火金庫、塗料や溶剤、農薬や化学薬品等については製造・販売事業者の個別的な対応に任されており、回収システムやルートが構築されていないので販売店や廃品処理事業者等と連携を密にし、処理・処分ルートの確立を図る。

## エ 不法投棄対策

地域の自治会等と一体となった普及啓発により、分別区分の徹底を進めるとともに、パトロールの強化等を行い、不法投棄防止を図る。



## 4 計画のフォローアップと事後評価

### (1) 計画のフォローアップ

湖北広域行政事務センター及び構成市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて滋賀県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し計画の見直しを行う。

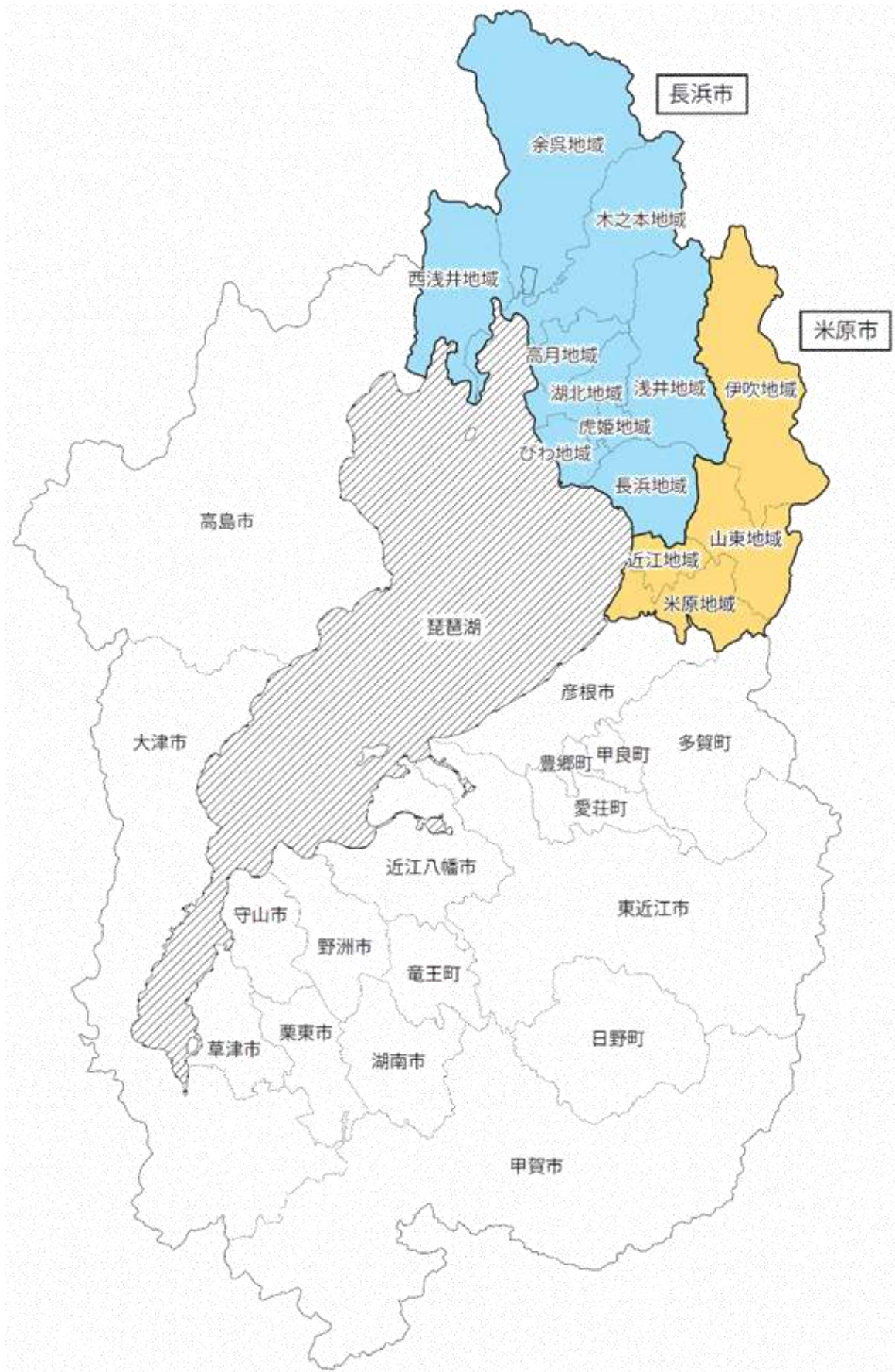
### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間の終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で速やかに計画の事後評価、目標の達成状況の評価を行う。

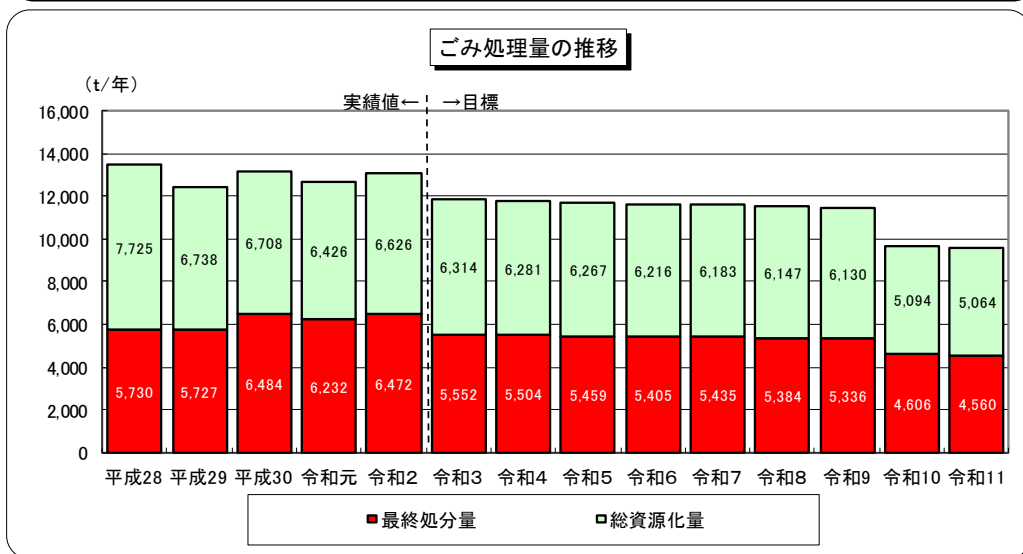
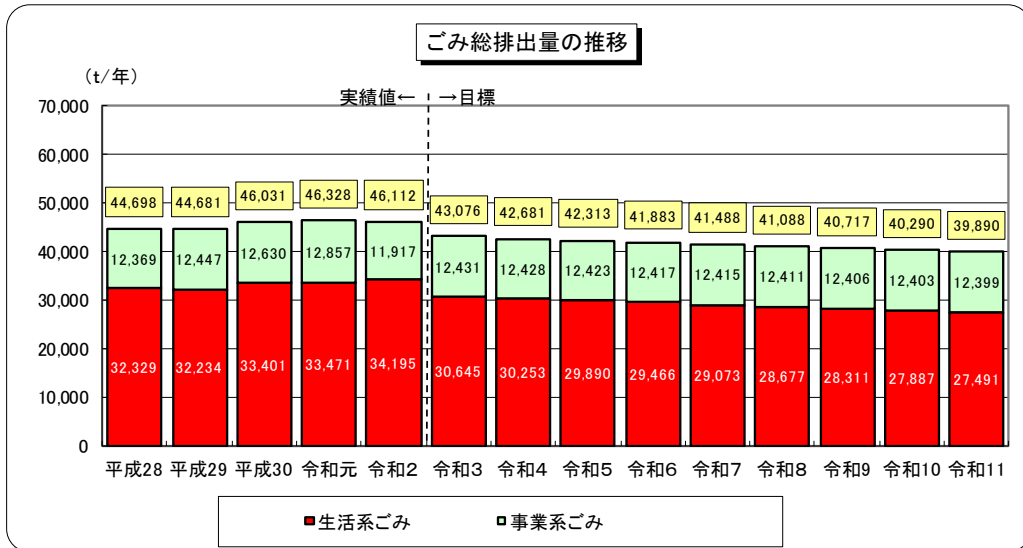
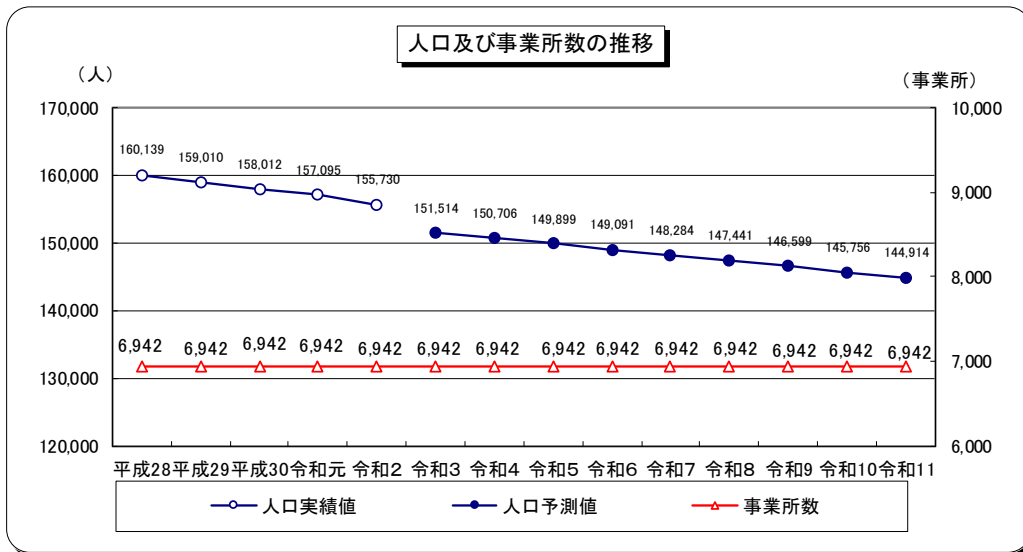
また、結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じ、計画を見直すものとする。

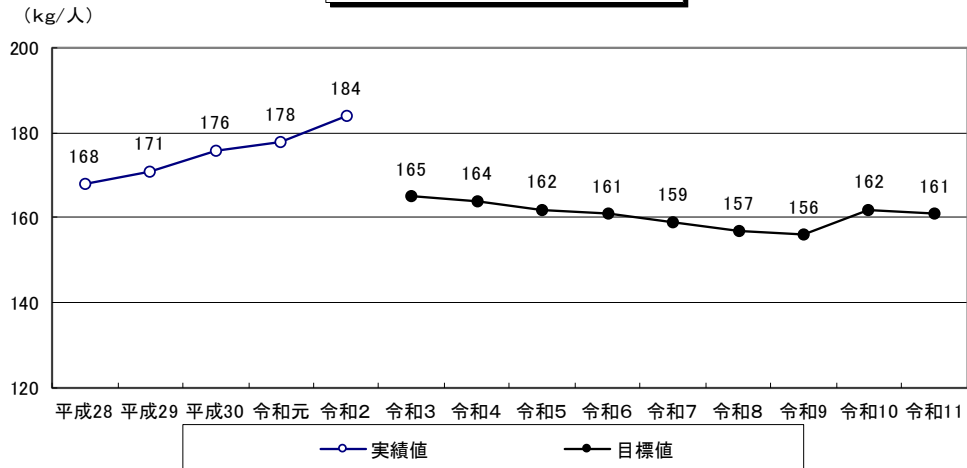
添付資料－1 対象地域図



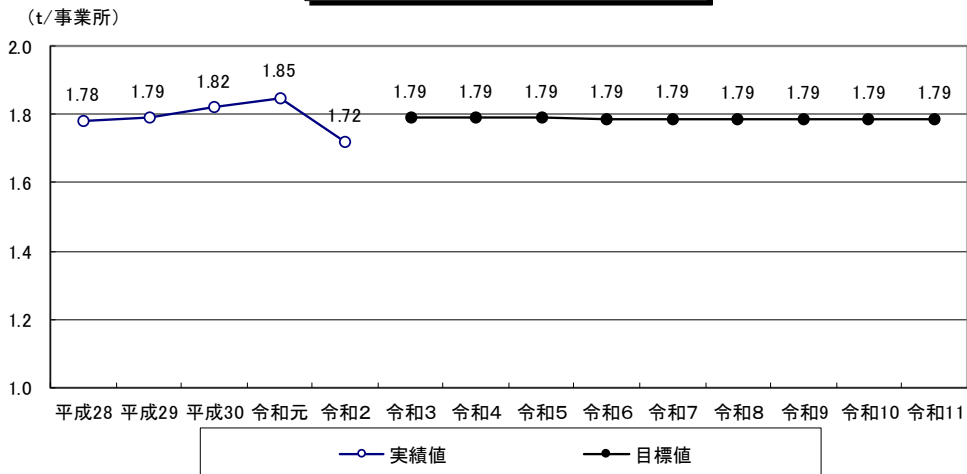
添付資料-2 ごみ総排出量等のトレンドグラフ

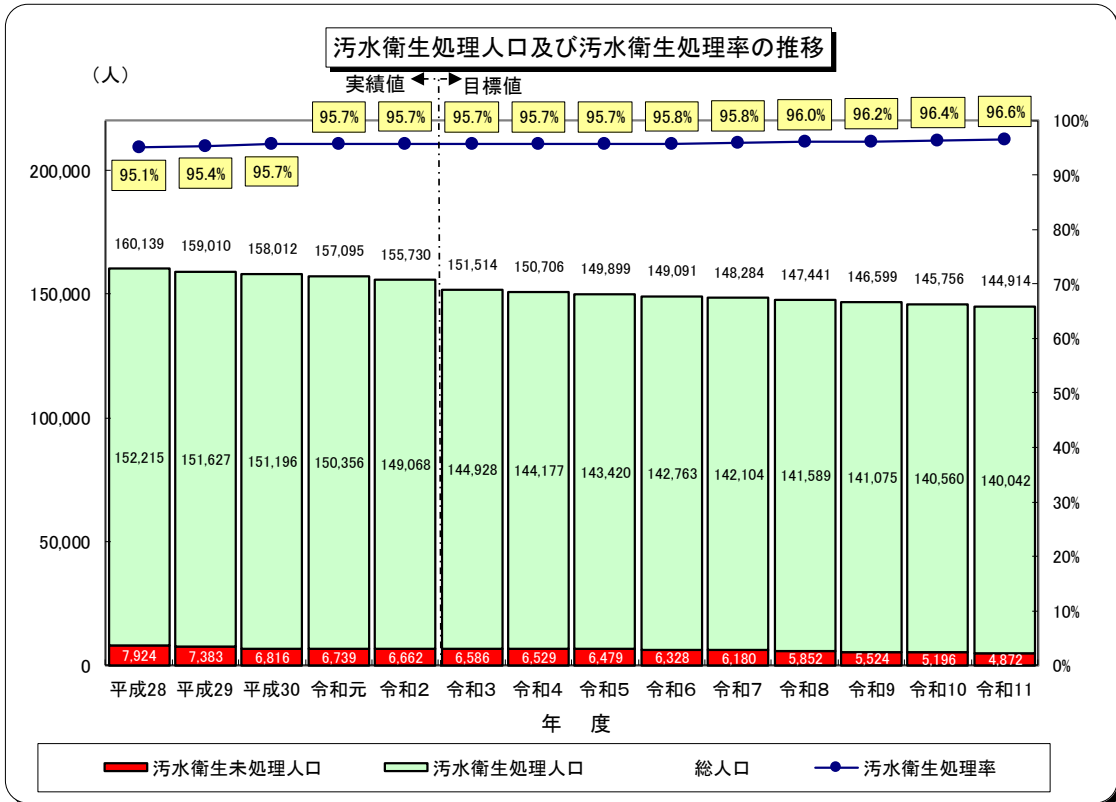


生活系1人当たり排出量(資源除く)

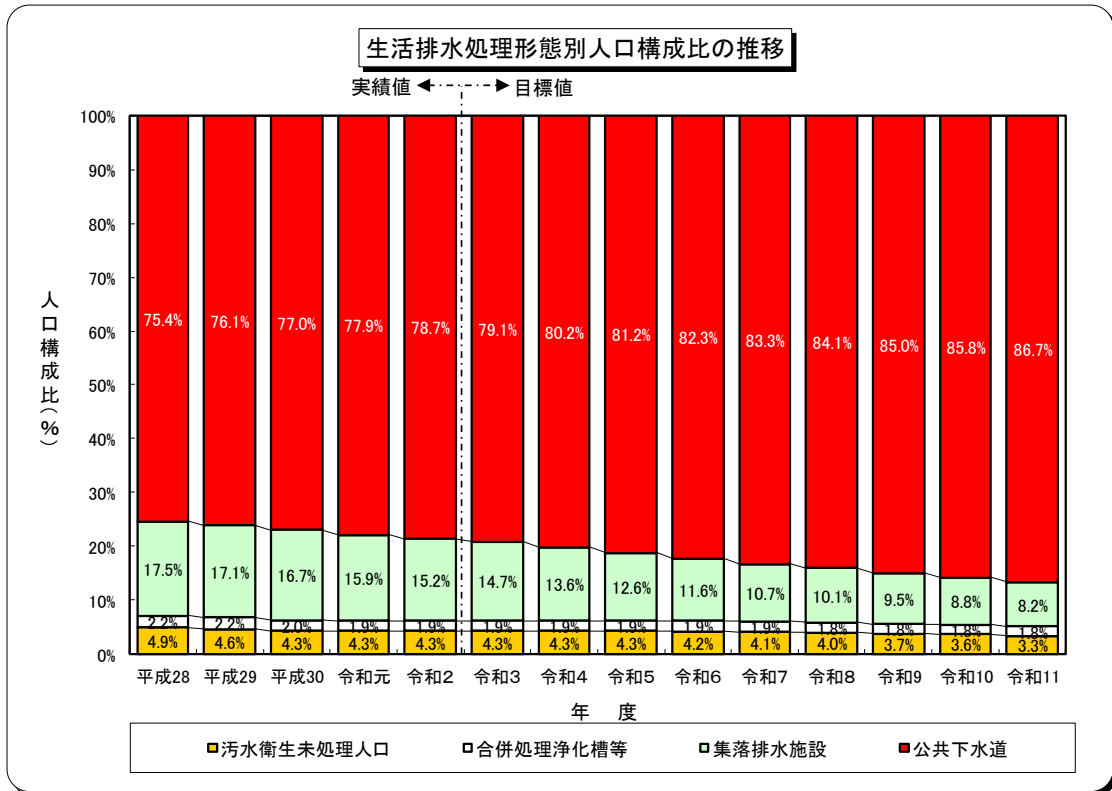


事業系1事業所当たり排出量(資源除く)

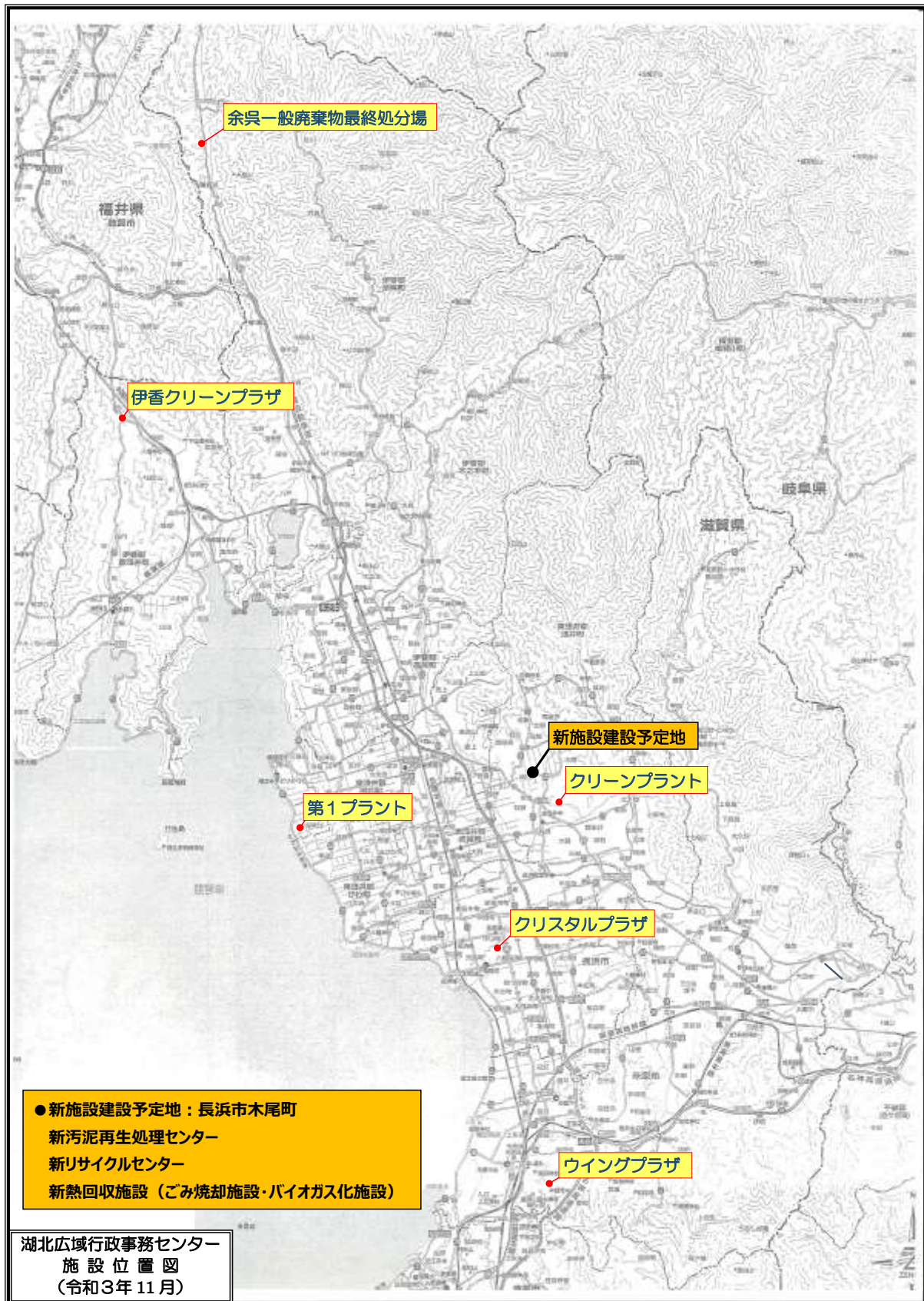




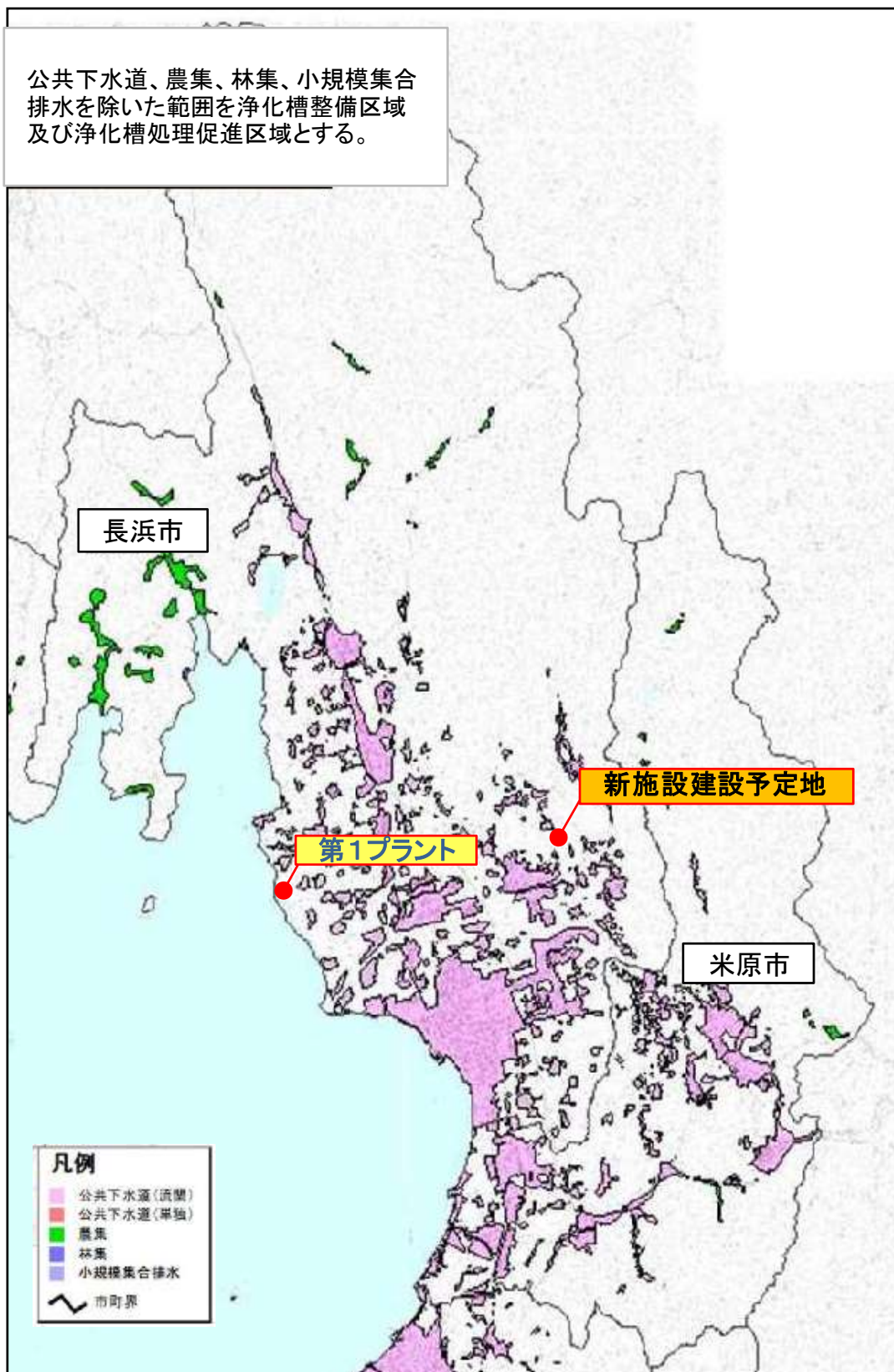
注) 污水衛生処理人口：公共下水道人口＋農業集落排水処理施設人口＋合併処理浄化槽人口  
 污水衛生未処理人口：単独処理浄化槽人口＋非水洗化人口  
 污水衛生処理率：污水衛生処理人口÷総人口



添付資料－3（1） 地域内の施設の現況と予定（施設位置図）

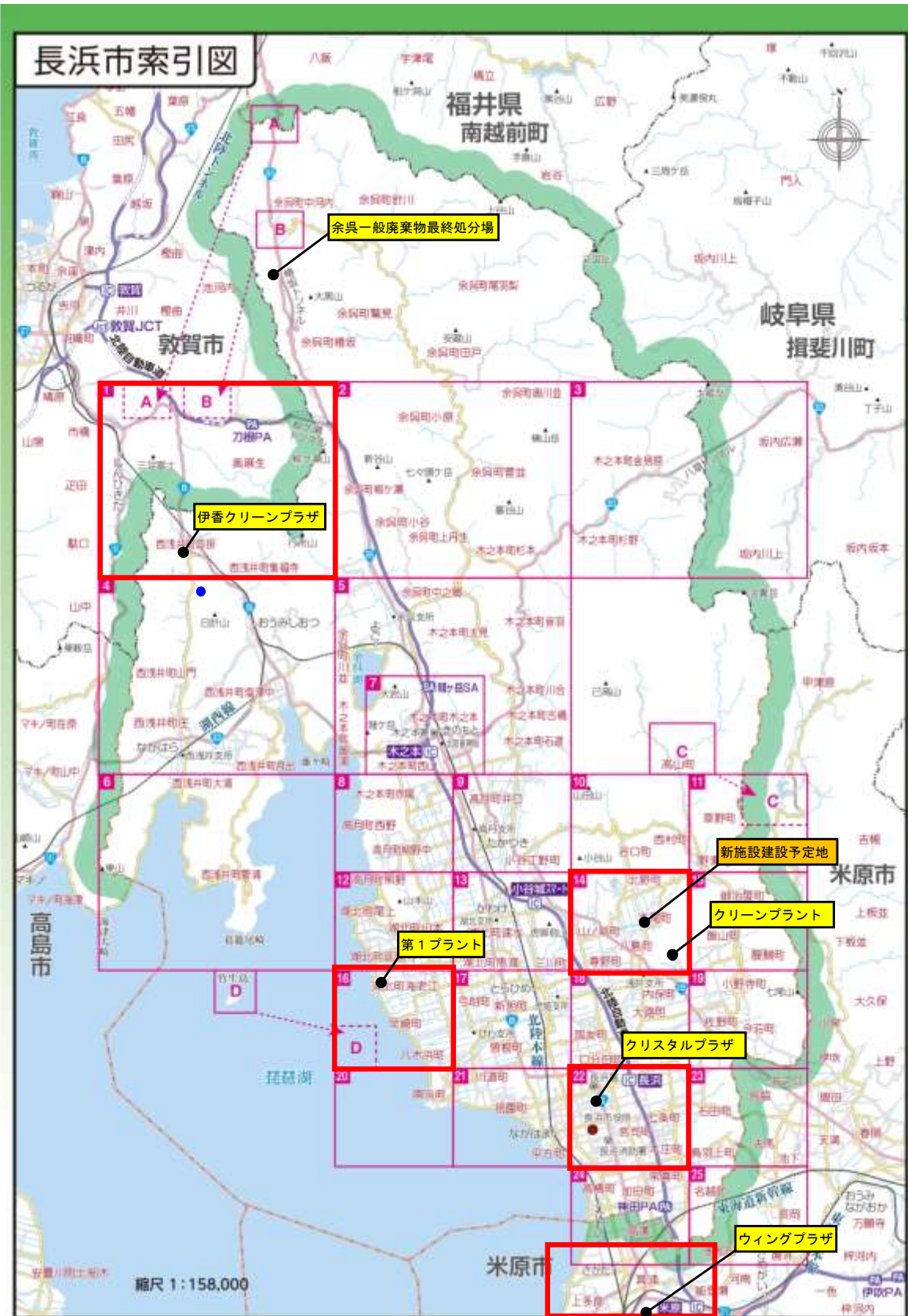


添付資料－3（2） 地域内の施設の現況と予定（浄化槽整備区域及び浄化槽処理促進区域）



出典) 滋賀県污水处理施設整備構想 2016 <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/suido/13318.html>

添付資料-4 ハザードマップ



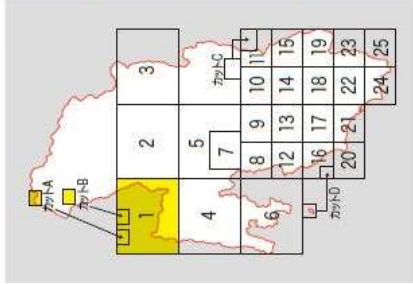
出典) 長浜市総合防災マップ <https://www.city.nagahama.lg.jp/0000002403.html>



# 防災ハザードマップ

1

1/26,000



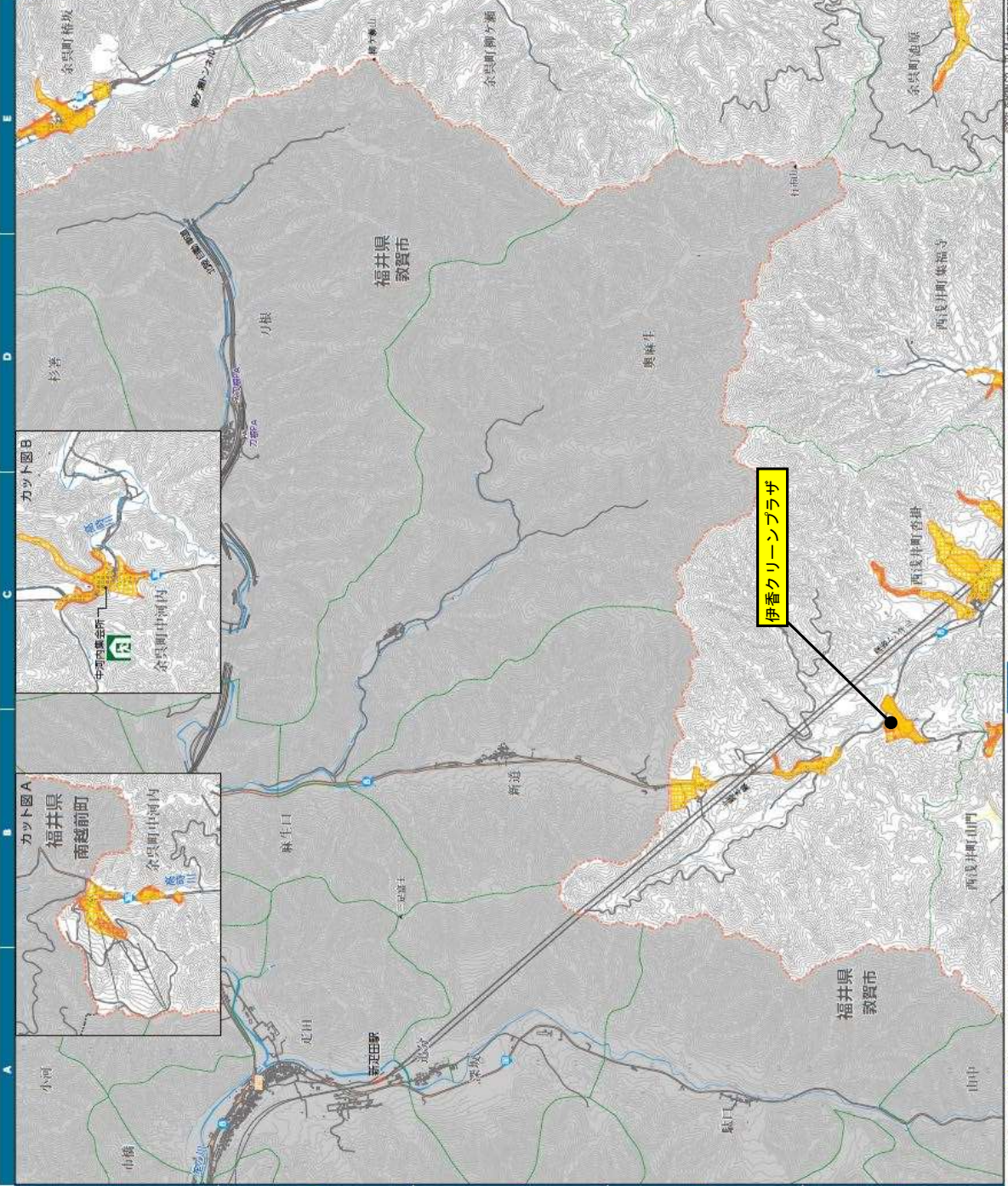
## 地図凡例

- 指定避難所
- 指定緊急避難場所
- 一時避難所
- 広域避難場所
- 消防署
- 災害拠点病院・市立病院
- 交通・駐在所

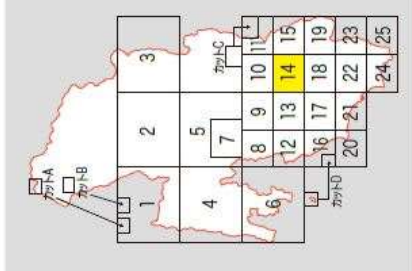
## 災害凡例

- 土砂災害
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- 浸水想定区域
- 5.0m以上
- 2.0~5.0m未満
- 0.5~1.0m未満
- 1.0~2.0m未満
- 0.5m未満
- 家屋倒壊等氾濫想定区域
- 氾濫源
- 河岸浸食

【備考】 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、浸水想定区域、家屋倒壊等氾濫想定区域は、国土院の防災マップを基に作成されたもので、実際の災害発生時には、最新の防災マップを基に作成されたものを使用してください。

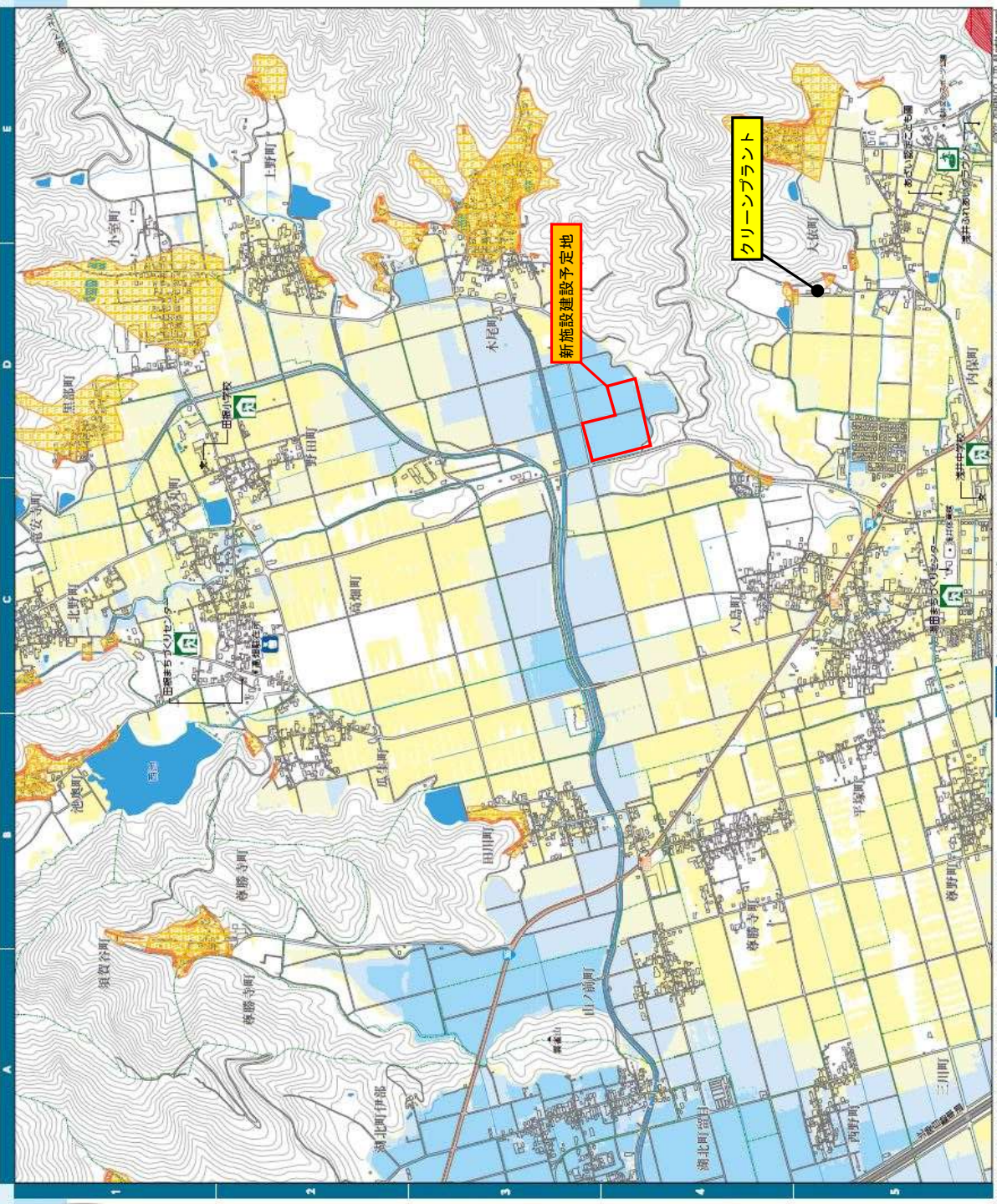


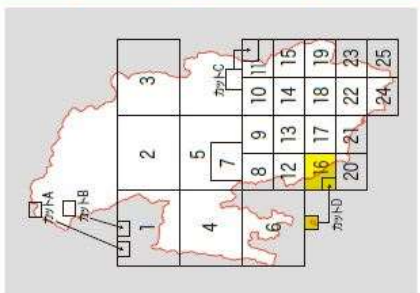
【備考】 浸水想定区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、家屋倒壊等氾濫想定区域は、国土院の防災マップを基に作成されたもので、実際の災害発生時には、最新の防災マップを基に作成されたものを使用してください。



- ### 地図凡例
- 指定避難所
  - 指定緊急避難場所
  - 一時避難所
  - 広域避難場所
  - 消防署
  - 災害拠点病院・市立病院
  - 交番・駐在所

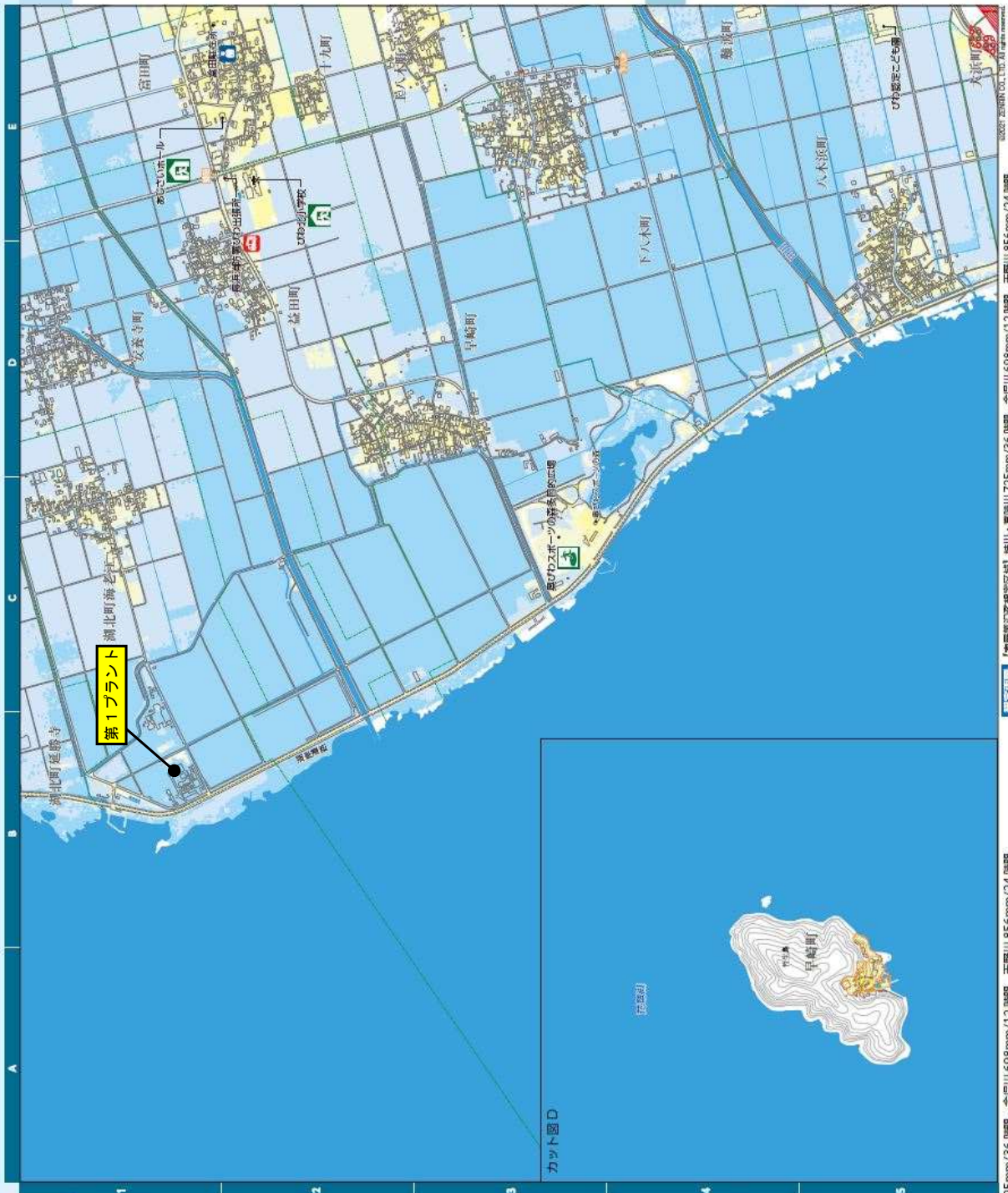
- ### 災害凡例
- 土砂災害
  - 土砂災害特別警戒区域
  - 土砂災害警戒区域
  - 浸水想定区域
  - 5.0m以上
  - 2.0~5.0m未満
  - 1.0~2.0m未満
  - 0.5~1.0m未満
  - 0.5m未満
  - 家屋倒壊等氾濫想定区域
  - 氾濫流
  - 河岸浸食





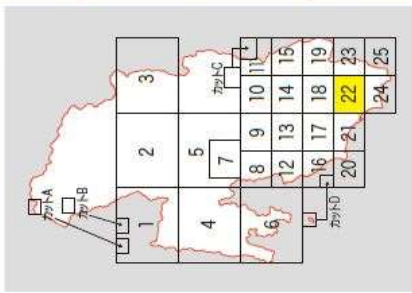
- ### 地図凡例
- 指定避難所
  - 指定緊急避難場所
  - 一時避難所
  - 広域避難場所
  - 消防署
  - 交通・駐在所
  - 災害拠点病院・市立病院

- ### 災害凡例
- 土砂災害
  - 土砂災害特別警戒区域
  - 土砂災害警戒区域
  - 浸水想定区域
  - 5.0m以上
  - 2.0~5.0m未満
  - 0.5~1.0m未満
  - 1.0~2.0m未満
  - 0.5m未満
  - 1000
  - 10000
  - 家庭倒壊等氾濫想定区域
  - 氾濫流
  - 河岸浸食



【津波等氾濫想定区域】 新川・高瀬川 725mm/36 段階、赤野川 698mm/12 段階、赤野川 698mm/36 段階、赤野川 698mm/72 段階、天野川 856mm/24 段階

【津波等氾濫想定区域】 新川・高瀬川 725mm/36 段階、赤野川 698mm/12 段階、天野川 856mm/24 段階、琵琶湖 555mm/120 段階、地先の発生震度マップ (200年に1度、1.31mm/1 段階、新川・高瀬川・赤野川・高瀬川の洪水想定は平成27年度版の発生震度マップに基づいた想定です。)

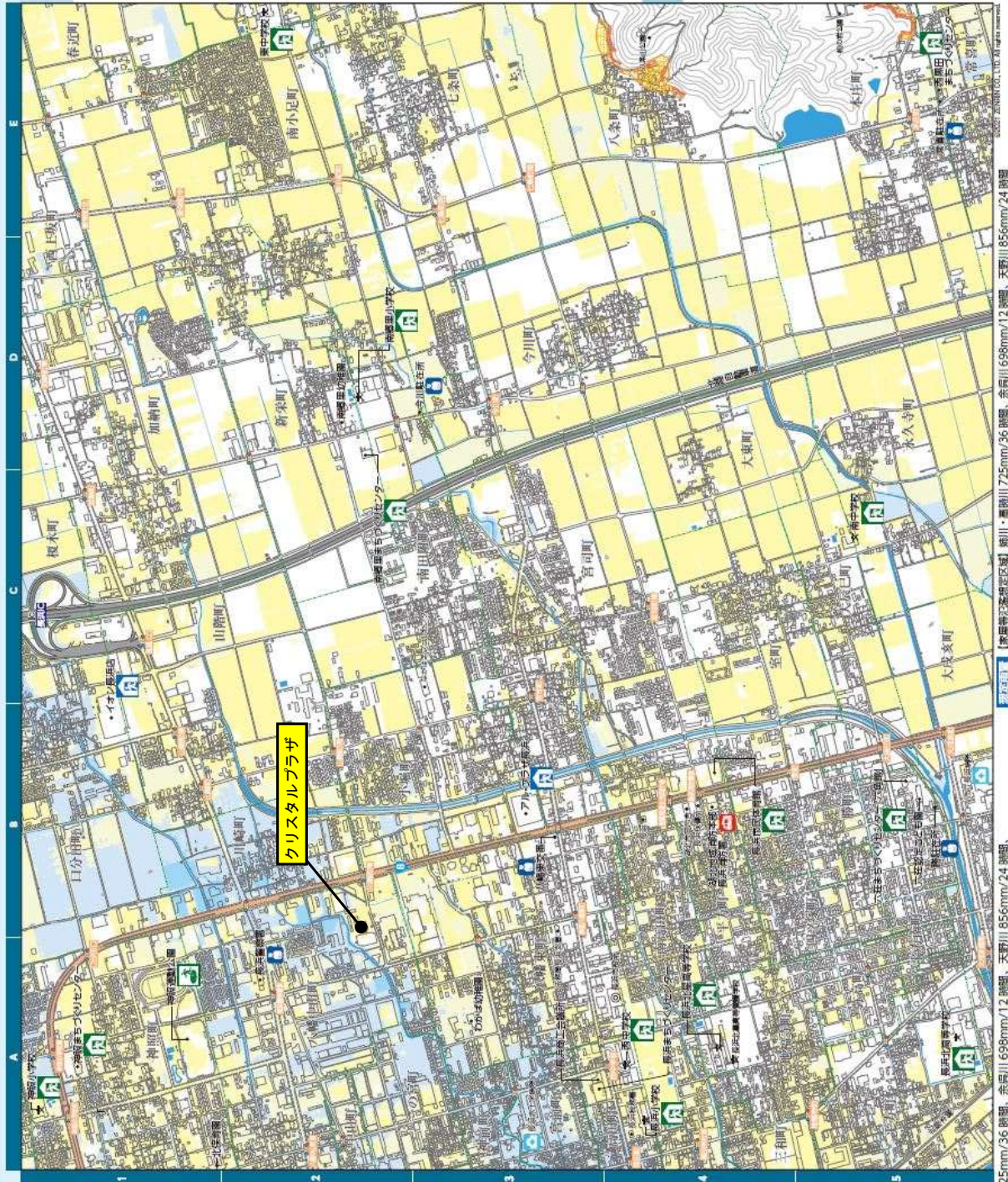


### 地図凡例

- 指定避難所 (指定緊急避難場所)
- 一時避難所
- 広域避難場所
- 消防署
- 災害拠点病院・市立病院
- 交通・駐在所

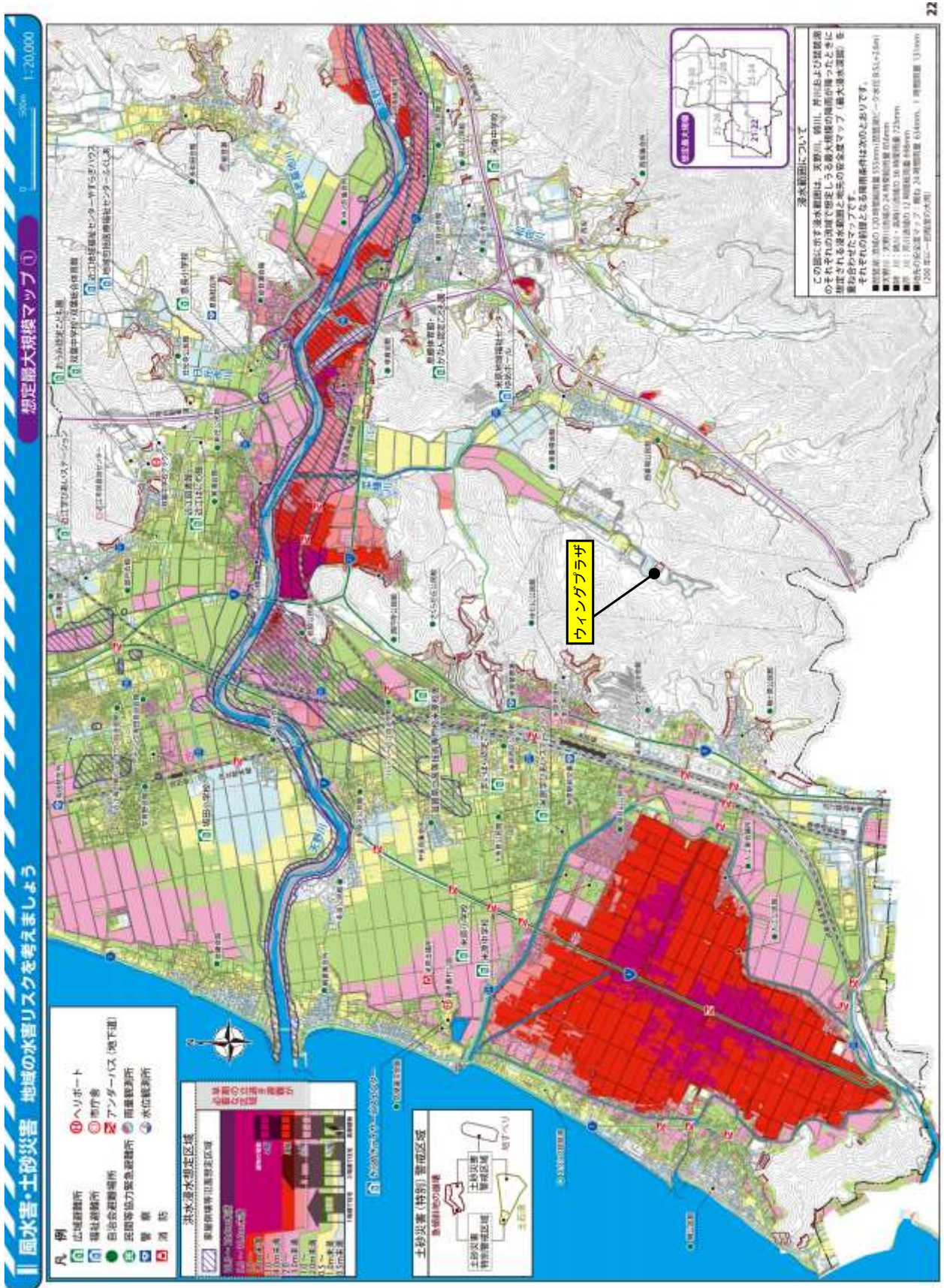
### 災害凡例

- 土砂災害
  - 土砂災害特別警戒区域
  - 土砂災害警戒区域
- 浸水想定区域
  - 5.0m以上
  - 2.0~5.0m未満
  - 0.5~1.0m未満
  - 1.0~2.0m未満
  - 0.5m未満
- 家屋倒壊等氾濫想定区域
  - 氾濫流
  - 河岸浸食



【浸水想定区域】 高瀬川 725mm/36 時間、余浜川 698mm/12 時間、天羽川 1856mm/24 時間、  
 琵琶湖 555mm/120 時間、地元の安全マップ (200 年に 1 度) 131mm/1 時間  
 ※各地図において、上記の想定最大降雨量の中から最悪想定が最も大きいものを採用しています。

【家屋等氾濫想定区域】 高瀬川 725mm/36 時間、余浜川 698mm/12 時間、天羽川 1856mm/24 時間、  
 琵琶湖 555mm/120 時間、地元の安全マップ (200 年に 1 度) 131mm/1 時間  
 ※各地図において、上記の想定最大降雨量の中から最悪想定が最も大きいものを採用しています。



出典) 米原市防災ハザードマップ

<https://www.city.maibara.lg.jp/soshiki/seisaku/bosai/saigai/map/map/16105.html>

添付資料－５ 国土強靱化地域計画（事業が記載されている部分の抜粋）

（１）長浜市国土強靱化地域計画

<p><b>目標 8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。</b></p>	
<p>（８－１）大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害廃棄物発生量の推計、仮置き場、選別・処理方法等を定めた災害廃棄物処理計画を策定する。</li> <li>○一般廃棄物処理業許可業者等と協定締結を推進する。</li> <li>○復旧活動展開の基礎となる廃棄物処理施設の整備を図る。</li> </ul>	
<p><b>【重要業績指標】</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○新一般廃棄物処理施設[マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収型廃棄物処理施設、有機性廃棄物リサイクル推進施設]整備（湖北広域行政事務センター） R 5 整備中 → R 10 完了 ※有機性廃棄物リサイクル推進施設については、R 7 完了</li> </ul>	
<p>（８－２）復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災建築物応急危険度判定上、被災宅地危険度判定上養成講習会への職員の参加及び派遣を受けられる体制を推進する。</li> <li>○災害ボランティア活動が円滑に行われるよう支援する。</li> <li>○復旧に携わる人材の確保を図るため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通じて、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図る。</li> </ul>	
<p>（８－３）貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○消防団の必要人員を確保するとともに、分団本部の整備や団員の装備等の充実を図る。（再掲）</li> <li>○地域における防災体制を強化するため、消防団及び消防署と連携して自主防災組織等リーダー研修会等を積極的に開催する。また、必要な資機材の購入や防災備蓄品の充実を図るとともに、自主防災組織の活動支援を行う。（再掲）</li> </ul>	
<p><b>【重要業績指標】</b></p>	
○消防団員の現員数	R 1 1, 8 6 0人 → R 6 2, 0 1 4人
○自主防災組織の組織率	R 1 8 4. 5% → R 6 1 0 0%
<p>（８－４）事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○「道路整備アクションプログラム」及び「道路の整備に関するプログラム」に基づき、より一層計画的かつ効率的な道路整備を進める。（再掲）</li> <li>○「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、道路の構造上において重要構造物である橋梁の点検、修繕を行い、道路ネットワークの安全性、信頼性を確保する。（再掲）</li> <li>○「舗装の個別施設計画」及び「道路付属物の個別施設計画」に基づき計画的な道路施設の点検及び修繕を行うことで、適切な道路機能を保持し、災害時における道路交通を確保する。（再掲）</li> <li>○「滋賀県道路整備アクションプログラム（長浜土木事務所）」に基づき滋賀県が実施する県道整備を促進する。（再掲）</li> <li>○国が行う国道 8 号整備を促進する。（再掲）</li> </ul>	
23	

○市道下丹生上丹生線の道路改良	R 1	整備中
○市道上丹生摺墨線、市道摺墨小谷線の道路改良	R 1	整備中
○通行障害建築物の数	H 2 7	1 4 5 棟
○木造住宅の耐震化率（建替え含む）	H 2 7	7 2. 4%

<b>(7-3) ため池、防災インフラ、河川管理施設等の損壊による二次災害の発生</b>		
○ため池ハザードマップの早期作成及び周知を進める必要がある。		
○県や地域住民と連携し、近年の災害状況を勘案した適切な維持管理を推進する必要がある。		
○消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、必要な人員を継続して確保するとともに、消防団の装備や教育訓練の充実を図る必要がある。（再掲）		
<b>【重要業績指標】</b>		
○ため池ハザードマップ作成	R 3	3 2 箇所
○消防団員の現員数	R 1	1, 8 6 0 人

<b>(7-4) 有害物質・油の大規模拡散・流出による荒廃</b>		
○油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の安全措置を講ずるよう事業者へ啓発する必要がある。		
<b>【重要業績指標】</b>		
○消防団員の現員数	R 1	1, 8 6 0 人

<b>(7-5) 農地・森林等の被害による荒廃</b>		
○災害によって住民が避難した後の耕作放棄地、居住区域の獣害対策（避難解除時の耕作の再開）を行う必要がある。		
○水源涵養機能や防災機能等森林整備の必要性の周知を図る必要がある。		
○ため池ハザードマップの早期作成及び周知を進める必要がある。（再掲）		
○被災時に農地荒廃させないための事業への取組啓発を図る必要がある。		
○農業用施設の老朽化による被害拡大防止を図る必要がある。		
<b>【重要業績指標】</b>		
○ため池ハザードマップ作成	R 3	3 2 箇所
○耕作放棄地面積	R 1	5 5 ha
○防護柵整備延長	R 1	1 6 9. 8 km
○捕獲従事者数	R 1	1 6 4 人

**目標 8：地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。**

<b>(8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態</b>		
○災害廃棄物発生量の推計、仮置き場、選別・処理方法等について、事前の計画が必要となる。		
○災害廃棄物には、大量のガレキ・土砂等が発生することが予測されるため、広域支援体制の構築が必要である。		
○災害廃棄物等の円滑な処理のため、市内の一般廃棄物処理業許可業者等との協定を締結する必要がある。（一般廃棄物収集運搬委託業者とは協定締結済。）		
○復旧活動展開の基礎となる廃棄物処理施設の整備が必要となる。		

**【重要業績指標】**

- 新一般廃棄物処理施設[マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収型廃棄物処理施設、有機性廃棄物リサイクル推進施設]整備（湖北広域行政事務センター）

R 5 整備中

(8-2) 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

- 被災時における二次災害を防止するため被災現場を調査し危険度を判定する技能を習得した者が必要である。
- 被災時において被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の派遣を受けられる支援の体制の維持が必要である。
- 災害ボランティア活動が円滑に行われるよう支援する必要がある。
- 復旧に携わる人材の確保を図るため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通して、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図る必要がある。

(8-3) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

- 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、必要な人員を継続して確保するとともに、消防団の装備や教育訓練の充実を図る必要がある。（再掲）
- 地域における防災体制強化のため、継続的に防災に関する啓発等を進め、防災資機材や備蓄品等を確保する必要がある。

**【重要業績指標】**

- 消防団員の現員数 R 1 1, 860人
- 自主防災組織の組織率 R 1 84.5%

(8-4) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

- 大規模自然災害時における各種道路機能を堅持するための取り組みとして、市道各路線における整備優先性の検討及び、橋梁の定期的な修繕を実施する必要がある。（再掲）
- 災害発生時に迅速にかつ円滑に応急仮設住宅を建設するために、建設適地を把握しておく必要がある。

(8-5) 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市経済等への甚大な影響

- 風評被害等に対応するため、正確な情報を迅速に発信する機能を維持する必要がある。



## (2) 米原市国土強靱化地域計画

### 7-5) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- 森林整備による防災・減災対策の推進のため、森林整備の必要性について引き続き周知を図るとともに、森林整備の基盤となる林道の整備、災害に備えた維持管理、長寿命化対策を強化する。
- 災害に強い森林を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小および回避を図る森林として整備および保全を推進する。
- 多面的機能支払交付金事業（滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策）の未取組組織について、説明会等を通して事業の推進を図る。
- 決壊した場合に下流域周辺の人家被害が想定される農業用ため池について、浸水区域を示したハザードマップによる地域住民の防災意識の高揚を図る。（再掲）
- 決壊した場合に下流域周辺の人的被害が想定される農業用ため池について、老朽化対策や耐震化を図るため、点検・耐震診断調査を踏まえた整備事業計画を策定し、改修を進める。（再掲）
- 防災重点農業用ため池の耐震診断調査を進め、調査結果を踏まえた整備事業計画を策定し、改修を進める。（再掲）
- 老朽化した農業施設の長寿命化や特定農業用管水路等の更新を図る。
- 生産振興や基盤整備などの取組により、耕作放棄地の解消を図る。

重要業績指標	現況	目標
森林の間伐面積	59ha (H30)	200ha (R6)
耐震診断調査を実施した防災重点農業用ため池数	19か所 (R3)	19か所 (R6)
整備事業計画策定防災重点農業用ため池数	2か所 (R3)	9か所 (R6)
耐震改修整備済防災重点農業用ため池数	0か所 (R4)	2か所 (R8)

**目標8 大規模地震または風水害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。**

### 8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害廃棄物発生量の推計、仮置場、選別・処理方法を定めた災害廃棄物処理計画に基づき、発生する災害廃棄物をより迅速かつ適切に処理する。
- 災害廃棄物処理計画に基づき、湖北広域行政事務センターと連携し、一般廃棄物処理業許可業者、一般廃棄物収集運搬委託業者等との協定締結を推進する。
- 復旧活動展開の基礎となる廃棄物処理施設の整備を図る。

重要業績指標	現況	目標
災害廃棄物処理計画の策定	－	策定（R2）
新一般廃棄物処理施設（マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収型廃棄物処理施設、有機性廃棄物リサイクル推進施設）整備（湖北広域行政事務センター）	整備中	供用開始（R10） ※有機性廃棄物リサイクル推進施設については、R7 供用開始

**8-2）道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

- 災害発生時に復旧・復興、道路啓開等を担う建設産業における担い手の育成・確保を図る。
- 災害ボランティア活動が円滑に行われるよう支援する。
- 道路啓開を迅速に行う等復旧に携わる人材の確保を図るため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通して、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図る。
- 企業や団体等との応援協定を締結し、必要物資、車両等、人材の確保に努める。

重要業績指標	現況	目標
災害相互応援協定締結数（累計）	43件（H30）	46件（R6）

**8-3）地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

- 地区単位に自主防災組織の育成と整備、組織率の向上および活動の活性化を進める。（再掲）
- 地域や学校等において、自助・共助の意識を醸成するため、防災訓練や出前講座等を通じて、市民の防災意識、災害対応力の向上を図る。（再掲）

重要業績指標	現況	目標
自主防災組織の組織率	99%（R1）	100%（R6）

**8-4）公共交通等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

**重点**

- 道路網整備計画に基づき、計画的に道路整備を進める。（再掲）
- 道路整備用地取得を迅速に進めるための体制を強化する。（再掲）
- 橋梁数全 386 か所（橋数 323 か所・大型カルバート 63 か所）の法定点検を実施する。（再掲）
- 道路の重要構造物である橋梁および大型カルバートについて、長寿命化修繕計画

**目標8 大規模地震または風水害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。**

**8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

- 災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。
- 一般廃棄物処理業許可業者、一般廃棄物収集運搬委託業者等との協定締結を推進するため、湖北広域行政事務センターとの協議、連携を進める必要がある。
- 復旧活動展開の基礎となる廃棄物処理施設の整備を進める必要がある。

重要業績指標	現況	目標
災害廃棄物処理計画の策定	—	策定 (R2)
新一般廃棄物処理施設 (マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収型廃棄物処理施設、有機性廃棄物リサイクル推進施設) 整備 (湖北広域行政事務センター)	整備中	供用開始 (R10) ※有機性廃棄物リサイクル推進施設については、R7 供用開始

**8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等 (専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等) の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

- 建設組合等との協定を締結し、物資、車両等、人材の確保を進める必要がある。

重要業績指標	現況	目標
災害相互応援協定締結数 (累計)	43 件 (H30)	46 件 (R6)

**8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

- 地域の防災力強化を図るため、自主防災組織への継続的な支援を行う必要がある。(再掲)
- 地域や学校等において、自助・共助の意識を醸成するため、防災訓練や出前講座等を通じて、市民の防災意識、災害対応力の向上を図る必要がある。(再掲)

重要業績指標	現況	目標
自主防災組織の組織率	99% (R1)	100% (R6)

【環境・上下水道】

事業名	事業主体	関係省庁	事業期間	担当部署
下水道総合地震対策工事	米原市	国土交通省	毎年	上下水道課
下水道長寿命化対策工事(ストックマネジメント計画による)	米原市	国土交通省	令和3年度～令和7年度	上下水道課
下水道長寿命化管路調査業務(ストックマネジメント計画による)	米原市	国土交通省	令和3年度～令和7年度	上下水道課
浄化槽設置整備事業	米原市	環境省	毎年	上下水道課
新一般廃棄物処理施設(マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収型廃棄物処理施設、有機性廃棄物リサイクル推進施設)整備事業	湖北広域行政事務センター	環境省	令和4年度～令和9年度	自治環境課
公園施設整備事業	米原市	滋賀県、環境省	令和5年度～	自治環境課

【行政機能】

事業名	事業主体	関係省庁	事業期間	担当部署
米原駅周辺の都市機能強化(まいばら駅前ぶらっとホーム(高次都市施設)等)(再掲)	米原市	滋賀県、国土交通省	令和2年度～令和4年度	政策推進課
山東支所非常用自家発電設備設置事業	米原市	総務省、厚生労働省	令和4年度～令和5年度	地域振興課

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1

1 地域の概要

(1)地域名	長浜市・米原市地域	(2)地域内人口	154,899 人	(3)地域面積	931.4 km <sup>2</sup>
(4)構成市町村等名	長浜市、米原市	(5)地域の要件*	人口(面積) 沖繩 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	長浜市、米原市				
	組合を構成する市町村:長浜市、米原市				
	設立(予定)年月日:昭和40年4月5日設立				

\*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付け

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年	過去の状況・現状(排出量等)に対する割合)	過去の状況・現状(排出量等)に対する割合)					目 標
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
排出量	事業系 総排出量(トン)	12,369	12,447	12,630	12,857	11,917	12,399 (R02比 4.0%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	1.78	1.79	1.82	1.85	1.72	1.79 (R02比 4.1%)
	生活系 総排出量(トン)	32,329	32,234	33,401	33,471	34,195	27,491 (R02比 -19.6%)
再生利用量	1人当たりの排出量(kg/人)	168	171	176	178	184	161 (R02比 -12.5%)
	合計 事業系生活系の総排出量合計(トン)	44,698	44,681	46,031	46,328	46,112	39,890 (R02比 -13.5%)
エネルギー回収量	直接資源化量(トン)	5,011 (11.2%)	4,607 (10.3%)	4,497 (9.8%)	4,306 (9.3%)	4,317 (9.4%)	4,246 ( 10.6%)
	総資源化量(トン)	7,725 (17.3%)	6,738 (15.1%)	6,708 (14.6%)	6,426 (13.9%)	6,626 (14.3%)	5,064 ( 12.7%)
最終処分量	エネルギー回収量	-	-	-	-	-	22,331 MWh
	埋立最終処分量(トン)	5,730 (12.8%)	5,727 (12.8%)	6,484 (14.1%)	6,232 (13.5%)	6,472 (14.0%)	4,560 ( 11.4%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料-2)

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	クリスタルプラザ	センター	全連続燃焼式	168t/日	H11.4	R10.3	(R12.3)	(浸水深0.5m未満)・工場棟部分は周辺道路よりも約1mのかさ上げがされている。さらに浸水対策として、プラントホーム入口にシート敷設のうえ土壌層みを行う。 ・周辺道路の浸水により施設へ廃棄物が搬入できなくなった場合は、周辺自治体への処理依頼、民間廃棄物処理施設への処理委託等により対応する。	
	伊香グリーンプラザ	センター	機械化バッチ式	28t/日	H9.4	H25.4	未定	非浸水想定区域	
	リサイクルセンター (リサイクルプラザ)	センター	資源選別・圧縮・保管	1t/日	H11.4	R10.3	未定	(浸水深0.5m未満)ごみ焼却施設(クリスタルプラザ)と同上	
	リサイクルセンター (粗大ごみ処理施設)	センター	資源選別・資源選別	8t/日	H9.4	H28.4	未定	非浸水想定区域	
し尿処理施設 (汚泥再生処理センター)	クリーンプラント	センター	破碎選別	40t/日	H2.4	R10.3	未定	非浸水想定区域	
	第1プラント	センター	活性汚泥法+高度処理	157kl/日	S59.4	R7.9	未定	(浸水深2.0m～5.0m未満)・各種水槽の上層は建物があり、建物への浸水対策として、入口にシート敷設のうえ土壌層みを行う。 ・周辺道路の浸水により施設へ廃棄物が搬入できなくなった場合は、周辺自治体への処理依頼、民間廃棄物処理施設への処理委託等により対応する。	
	クリーンプラント	センター	管理型処分場	201,672m <sup>3</sup>	H2.4	H27.3(休止)		非浸水想定区域	
最終処分場	ウイングプラザ	センター	管理型処分場	97,000m <sup>3</sup>	H27.4			(浸水深0.5m未満)・浸水対策として、浸出水処理施設では調整槽で貯留を行い、最終処分場では緊急遮断弁の閉鎖により堤内貯留を行う。 ・周辺道路の浸水により施設へ廃棄物が搬入できなくなった場合は、被災していない廃棄物処理施設(クリーンプラント、伊香グリーンプラザ等)での配置、周辺自治体への処理依頼、民間廃棄物処理施設への処理委託等により対応する。	
	余呉一般廃棄物最終処分場	センター	管理型処分場	35,800m <sup>3</sup>	S61.4			非浸水想定区域	

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃棄物処理施設の有無 (解体施設の名前)	廃棄物処理施設解体事業 着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	未定	センター	全連続燃焼式	124t/日	R10.3	現有施設の老朽化	有 (クリスタルプラザ)	R10.4～(R12.3)	想定される浸水深と対策	プラスチック等商品化を実施するための施設整備事業
バイオガス化施設	未定	センター	乾式メタン発酵	25t/日	R10.3	エネルギー利用の最大化	-	-	(浸水深2.0m～5.0m未満)	バイオガス化施設を熱回収施設として併設。 更新後の施設規模は、一極集中による影響において施設間で連携した総合的な処理システム構築を図ることにより、各施設規模の縮減を目指すため、今後変更となる可能性がある。
リサイクルセンター	未定	センター	破碎・選別・貯留	21t/日	R10.3	現有施設の老朽化	-	-	施設は3.0mのかさ上げをし、プラントホームを2階に配置する。	
汚泥再生処理センター	未定	センター	水処理方式(概分 離高負荷脱窒素処理方式)	83kl/日	R7.9	現有施設の老朽化	-	-		

4 生活排水処理の現状と目標

<地域全体>

指標・単位	過去の状況・現状					目標
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
総人口	160,139	159,010	158,012	157,095	155,730	144,914
公共下水道	120,710	121,081	121,717	122,344	122,523	125,655
汚水衛生処理人口	75.4%	76.1%	77.0%	77.9%	78.7%	86.7%
汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率						
集落排水施設等	28,004	27,204	26,459	25,033	23,607	11,851
汚水衛生処理人口	17.5%	17.1%	16.7%	15.9%	15.2%	8.2%
汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率						
合併処理浄化槽等	3,501	3,342	3,020	2,979	2,938	2,536
汚水衛生処理人口	2.2%	2.2%	2.0%	1.9%	1.9%	1.8%
汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率						
未処理人口	7,924	7,383	6,816	6,739	6,662	4,872
汚水衛生未処理人口						

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料-2)

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容		整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	長浜市	494	2,470	35	175	令和11年度	
	米原市	80	216	8	54	令和11年度	
浄化槽市町村整備推進事業							

※ 計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付した。(添付資料-3(2))

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2

事業種別	事業名称	事業番号	事業主体名称	規模 単位	事業期間 交付期間	総事業費(千円)										交付対象事業費(千円)										備考
						4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度							
○マテリアルリサイクル推進等に関する事業					終了	3,574,944	0	20,386	15,353	340,480	1,712,586	1,486,139	0	3,401,049	0	20,386	15,353	312,145	1,639,287	1,413,878	0					
	リサイクルセンター整備事業	1	センター	21 ヲ日	R5 R9	3,574,944		20,386	15,353	340,480	1,712,586	1,486,139		3,401,049		20,386	15,353	312,145	1,639,287	1,413,878						
○エネルギー回収等に関する事業						27,549,143	0	1,067,737	428,451	2,233,462	6,758,167	15,931,973	1,129,353	22,265,490	0	101,833	69,557	1,130,132	6,097,144	13,984,205	902,519					
	熱回収施設整備事業	2	センター	124 ヲ日	R5 R9	26,419,790		1,067,737	428,451	2,233,462	6,758,167	15,931,973		21,362,971		101,833	69,557	1,130,132	6,097,144	13,984,205						
	解体撤去	2	センター	168 ヲ日	R10 R10	1,129,353						1,129,353		902,519							902,519	全体事業: R10~R11				
○し尿処理に関する事業						4,169,718	0	19,990	1,461,023	2,688,705	0	0	0	3,309,231	0	9,995	907,572	2,391,664	0	0	0					
	汚泥再生処理センター整備事業	3	センター	83 R/日	R5 R7	4,169,718		19,990	1,461,023	2,688,705				3,309,231		9,995	907,572	2,391,664								
○浄化槽に関する事業						17,135	2,201	2,814	2,424	2,424	2,424	2,424	2,424	17,135	2,201	2,814	2,424	2,424	2,424	2,424	2,424					
	浄化槽設置整備	4	長浜市	35 基	R4 R10	13,460	1,760	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950	13,460	1,760	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950					
		4	米原市	8 基	R4 R10	3,675	441	864	474	474	474	474	474	3,675	441	864	474	474	474	474	474					
○施設整備に関する計画支援事業						55,000	55,000	0	0	0	0	0	0	51,255	51,255	0	0	0	0	0	0					
	マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収型廃棄物処理施設、有機性廃棄物リサイクル推進施設整備事業に係る事業者選定アドバイザー	1~3	センター	-	R4 R4	55,000	55,000							51,255	51,255							全体事業: R3~R4				
	<b>合 計</b>					35,365,940	57,201	1,110,927	1,907,251	5,265,071	8,473,177	17,420,536	1,131,777	29,044,160	53,456	135,128	994,906	3,836,365	7,738,855	15,380,507	904,943					

※センター：湖北広域行政事務センター



## 施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 滋賀県

(1) 事業主体名	湖北広域行政事務センター
(2) 施設名称	リサイクルセンター
(3) 工期	令和 5 年度 ~ 令和 9 年度
(4) 施設規模	処理能力 21 t/日 ※施設規模は、一極集中による整備において施設間で連携した総合的な処理システム構築を図ることにより、各施設規模の縮減を目指すため、今後変更となる可能性がある。
(5) 処理方式	破碎・選別・貯留
(6) 地域計画内の役割	熱回収の前処理、再生利用の推進、最終処分の低減
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 (無)

## 「ストックヤード」を整備する場合

(8) ストック対象物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源ごみ（ガラスびん、古布、紙パック、使用済み乾電池類、使用済み蛍光管、ペットボトル、古紙、缶類）</li> <li>・災害廃棄物</li> </ul>
-------------	--

## 「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	該当なし
----------------------	------

## 「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラグの利用計画	該当なし
---------------	------

(11) 総事業計画額	<p style="text-align: right;">3,574,944 千円</p> <p>(内 設計・建設モニタリング事業費 13,472 千円)</p> <p>うち、交付対象事業費 3,401,049 千円</p>
-------------	---

## 施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 滋賀県

(1) 事業主体名	湖北広域行政事務センター
(2) 施設名称	熱回収施設（焼却施設・バイオガス化施設（メタンガス化施設））
(3) 工期	令和 5 年度 ～ 令和 10 年度（令和 11 年度まで継続）
(4) 施設規模	焼却：処理能力 124 t/日（62 t/日×2基） メタンガス化：処理能力 25 t/日 ※施設規模は、一極集中による整備において施設間で連携した総合的な処理システム構築を図ることにより、各施設規模の縮減を目指すため、今後変更となる可能性がある。
(5) 形式及び処理方式	焼却：全連続燃焼式焼却 メタンガス化：乾式メタン発酵
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 2. 熱利用の有無 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 エネルギー回収率 合計 16.5%以上
(7) 地域計画内の役割	エネルギー回収
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	該当なし
-------------	------

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス熱利用率	350 kWh/ごみ t 以上
(11) バイオガスの利用計画	発電または熱利用

(12) 総事業 計画額 ※	施設整備費	26,419,790 千円
	解体撤去費	1,129,353 千円（全体：3,460,039 千円）
	（合計）	27,549,143 千円（全体：29,879,829 千円）
	（内 設計・建設モニタリング事業費 うち、交付対象事業費	103,818 千円 22,265,490 千円

※現有施設解体工事は令和11年度まで継続工事のため、全体事業計画額は令和4年度～令和11年度までを計上している。（令和11年度解体工事費：2,330,686千円）

## 施設概要（し尿処理施設系）

都道府県名 滋賀県

(1) 事業主体名	湖北広域行政事務センター
(2) 施設名称	汚泥再生処理センター
(3) 工期	令和 5 年度 ～ 令和 7 年度
(4) 施設規模	処理能力 83 kl/日 ※施設規模は、一極集中による整備において施設間で連携した総合的な処理システム構築を図ることにより、各施設規模の縮減を目指すため、今後変更となる可能性がある。
(5) 形式及び処理方式	水処理 膜分離高負荷脱地磯処理未定 汚泥処理（資源化） 助燃剤化
(6) 地域計画内の役割	再生利用の推進
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

## 「汚泥再生処理センター」を整備する場合

(8) 資源化の方法	助燃剤化
(9) 資源化物の利用計画	焼却施設において熱回収

## 「コミュニティ・プラント」を整備する場合

(10) 計画処理人口及び面積	該当なし
(11) 計画地域の性格	該当なし

(12) 総事業計画額	4,169,718 千円 (内 設計・建設モニタリング事業費 15,715 千円) うち、交付対象事業費 3,309,231 千円
-------------	---

## 施設概要（浄化槽系）

都道府県名 滋賀県

(1) 事業主体名	長浜市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	令和11年度において生活排水処理率96.6%を目指す。
(4) 事業期間	令和 4 年度～令和 10 年度
(5) 事業対象地域の要件	人口 面積 沖繩 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 (その他)
(6) 事業計画額	交付対象事業費 13,460千円

## ○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

## 【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 ( 175人分)	基準額合 計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	35基 ( 175人分)	13,460	13,460	13,460
6～7人槽	基 ( 人分)			
8～10人槽	基 ( 人分)			
11～20人槽	基 ( 人分)			
21～30人槽	基 ( 人分)			
31～50人槽	基 ( 人分)			
51人槽以上	基 ( 人分)			
宅内配管費		基		
撤去費		基		
改築費（災 害）		基		
改築費（長 寿命化）		基		
浄化槽整備 効率化事業 費	台帳作成費	0	0	0
	計画策定等調査費	0	0	0
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費	0	0	0
合 計	35基 ( 175人分)	13,460	13,460	13,460

## 施設概要（浄化槽系）

都道府県名 滋賀県

(1) 事業主体名	米原市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	令和11年度において生活排水処理率96.8%を目指す。
(4) 事業期間	令和 4 年度～令和 10 年度
(5) 事業対象地域の要件	人口 面積 沖繩 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 (その他)
(6) 事業計画額	交付対象事業費 3,675千円

## ○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

## 【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 ( 54人分)	基準額合 計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	1基 ( 5人分)	390	390	390
6～7人槽	7基 ( 49人分)	3,285	3,285	3,285
8～10人槽	基 ( 人分)			
11～20人槽	基 ( 人分)			
21～30人槽	基 ( 人分)			
31～50人槽	基 ( 人分)			
51人槽以上	基 ( 人分)			
宅内配管費		基		
撤去費		基		
改築費（災 害）		基		
改築費（長 寿命化）		基		
浄化槽整備 効率化事業 費	台帳作成費	0	0	0
	計画策定等調査費	0	0	0
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費	0	0	0
合 計	8基 ( 54人分)	3,675	3,675	3,675

## 計画支援概要

都道府県名 滋賀県

(1) 事業主体名	湖北広域行政事務センター	
(2) 事業目的	リサイクルセンター、熱回収施設、汚泥再生処理センター施設整備のため	
(3) 事業名称	マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収型廃棄物処理施設、有機性廃棄物リサイクル推進施設整備事業に係る事業者選定アドバイザー	
(4) 事業期間	R4 年度 (全体 : R3 年度～R4 年度)	
(5) 事業概要	PFI 事業者選定アドバイザー	
(6) 総事業計画額	うち、交付対象事業費	55,000 千円 (全体 : 55,000 千円) 51,255 千円 (全体 : 51,255 千円)